
第2章

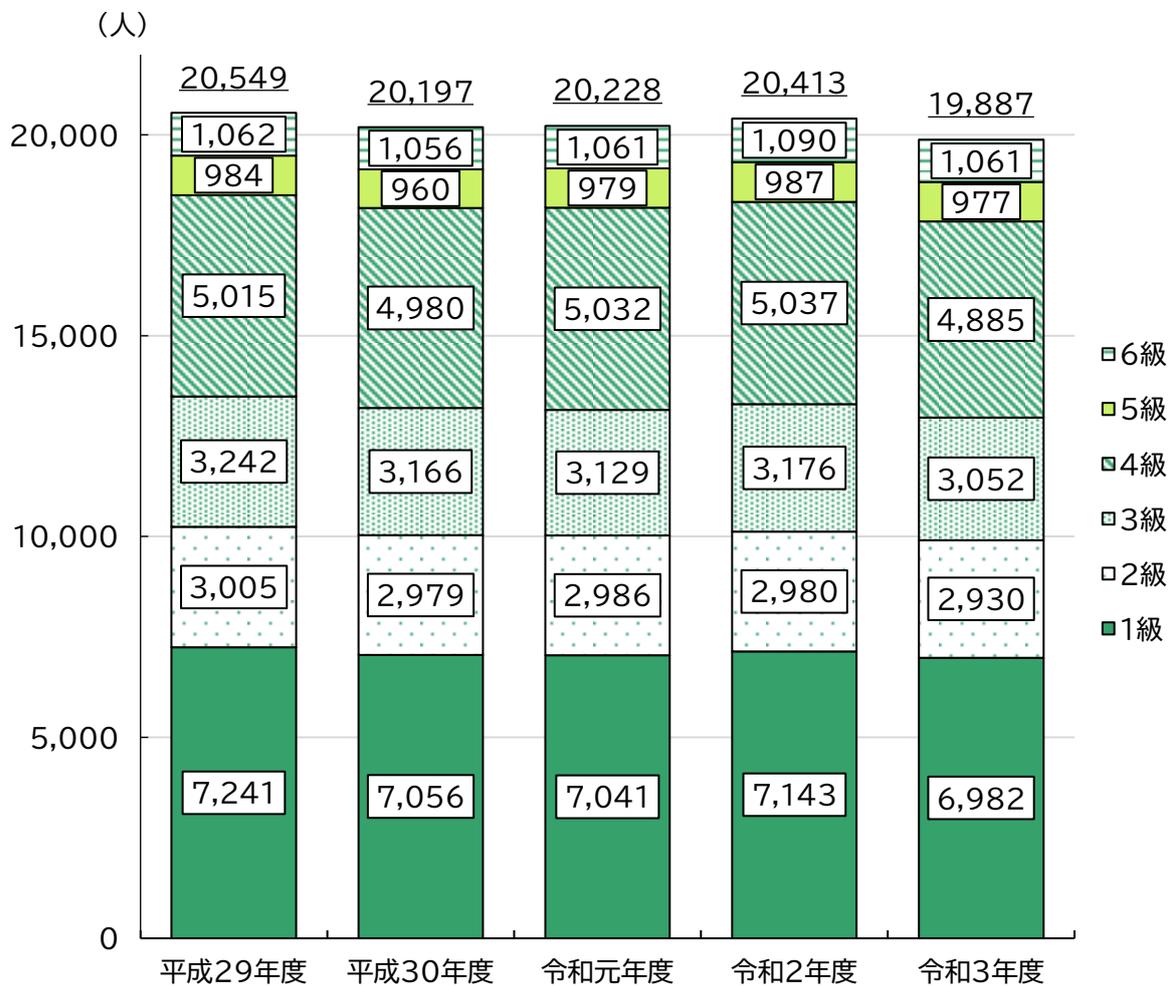
大田区の障がい者の状況と 施策の課題

1. 大田区の障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

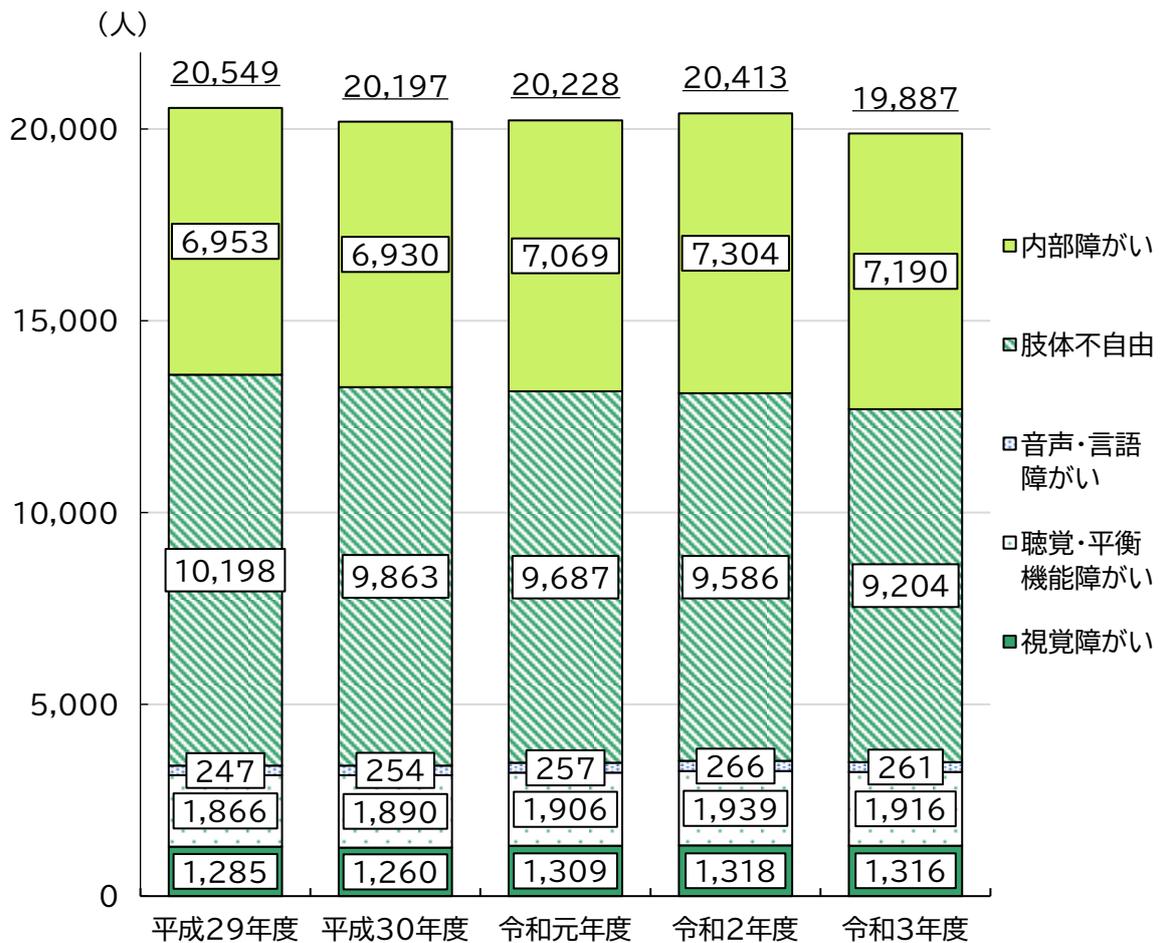
- ◆ 身体障害者手帳所持者は約20,000人で推移しており、令和3年度は19,887人となっています。
- ◆ 等級別にみると、平成29年度から令和3年度までのいずれにおいても「1級」が最も多くなっています。また、部位別にみると、平成29年度から令和3年度までのいずれにおいても「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が多くなっています。
- ◆ 年齢別にみると、令和3年度において、18歳以上が98.1%を占めています。

図表 2-1 身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度3月31日現在

図表 2-2 身体障害者手帳所持者数の推移【部位別】



※各年度3月31日現在

図表 2-3 身体障害者手帳所持者数【年齢別】

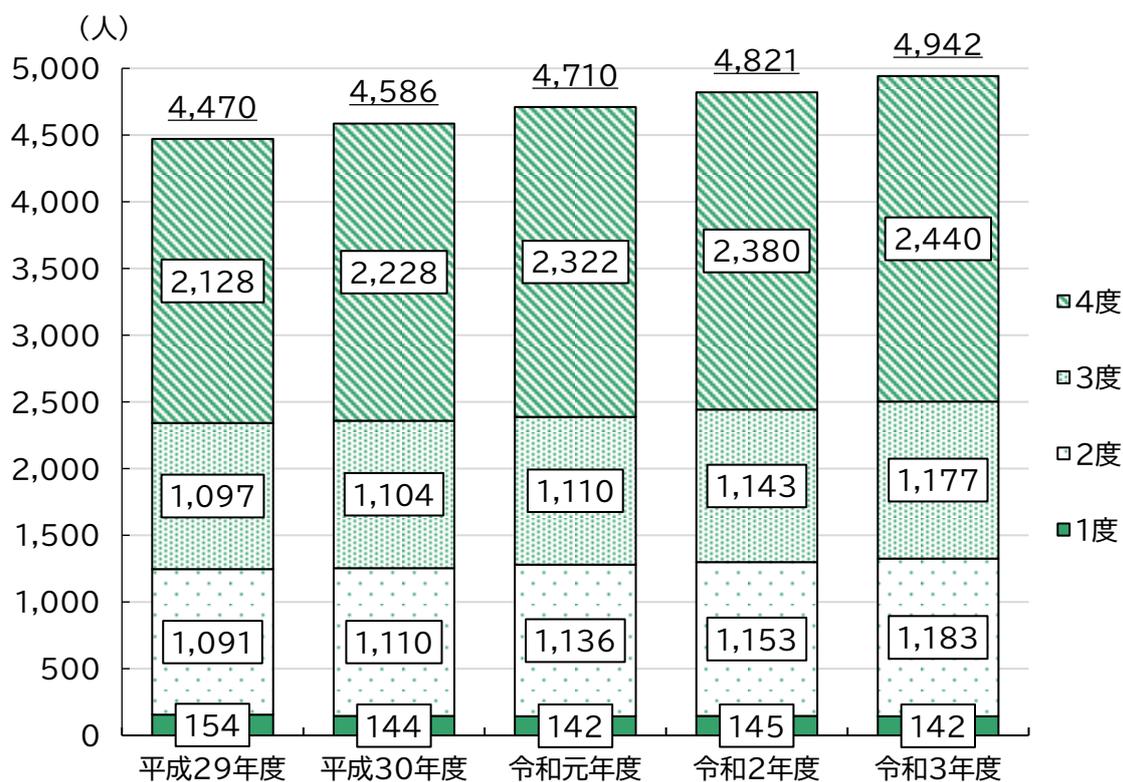
令和3年度	総数	18歳未満	18歳以上
身体障害者手帳所持者数(人)	19,887	369	19,518
総数に占める割合(%)	100.0	1.9	98.1

※3月31日現在

(2) 愛の手帳所持者の状況

- ◆ 愛の手帳所持者は、平成29年度から令和3年度にかけて472人増加し、令和3年度には4,942人となっています。
- ◆ 等級別にみると、平成29年度から令和3年度までのいずれにおいても「4度」が最も多くなっており、平成29年度から令和3年度にかけて312人増加しています。
- ◆ 年齢別にみると、令和3年度において、18歳以上が77.9%を占めています。

図表 2-4 愛の手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度3月31日現在

図表 2-5 愛の手帳所持者数【年齢別】

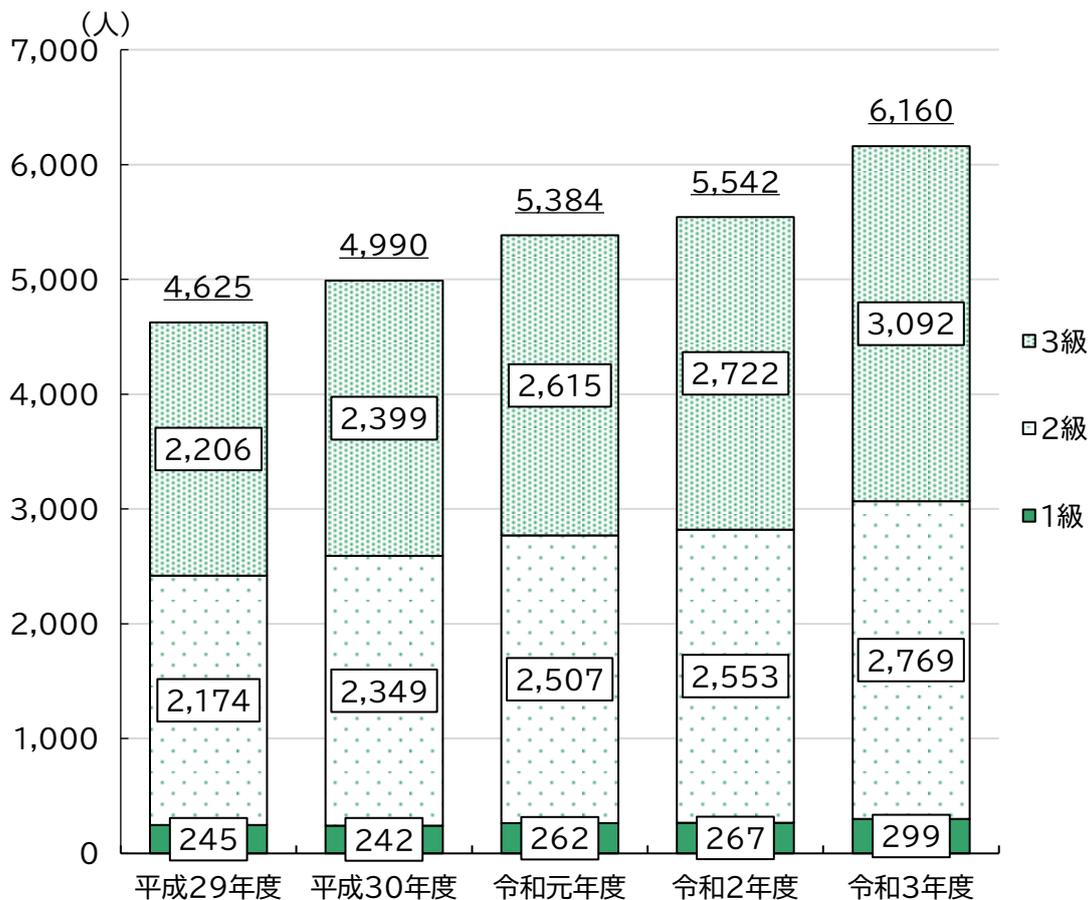
令和3年度	総数	18歳未満	18歳以上
愛の手帳所持者数(人)	4,942	1,094	3,848
総数に占める割合(%)	100.0	22.1	77.9

※3月31日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、平成29年度から令和3年度にかけて1,535人増加し、令和3年度には6,160人となっています。
- ◆ 等級別にみると、平成29年度以降は「3級」が最も多く、令和3年度時点では3,092人となっています。

図表 2-6 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】

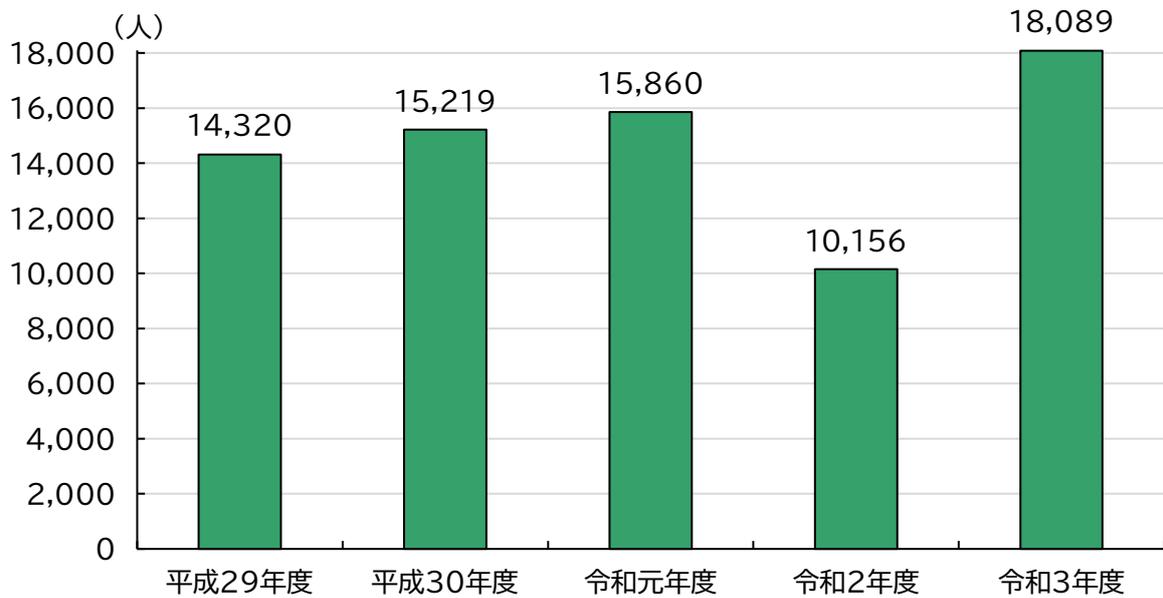


※各年度3月31日現在

(4) 自立支援医療費(精神通院医療)申請者の状況

- ◆ 自立支援医療費(精神通院医療)申請者は増加傾向にあり、平成29年度から令和3年度にかけて3,769人増加し、令和3年度には18,089人となっています。
- ◆ なお、令和2年度の自立支援医療費(精神通院医療)申請者数が大幅に減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特例的に有効期間を1年延長する措置がとられたことが影響しています。

図表2-7 自立支援医療費(精神通院医療)申請者数の推移



※各年度3月31日現在

(5) 難病医療費等助成申請者の状況

- ◆ 難病医療費等助成申請者は、指定難病追加等の制度変更の影響で、年度によって変動がみられますが、令和3年度には7,651人となっています。
- ◆ なお、令和2年度の難病医療費等助成申請者数が大幅に減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特例的に有効期間を1年延長する措置がとられたことが影響しています。

図表 2-8 難病医療費等助成申請者数の推移

(人)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
指定難病(国疾病)	7,567	6,109	7,045	3,160	7,629
都疾病(経過措置の疾病を含む)	54	19	26	22	22
総数	7,621	6,128	7,071	3,182	7,651

※各年度3月31日現在

(6) 発達障がい者の状況^{注1}

① 通所受給者証所持者の状況

- ◆ 障害児通所支援[※](児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に際して交付される通所受給者証の所持者は、令和3年度で1,656人と、令和元年度に比べて225人増加しています。
- ◆ 令和3年度の通所受給者証所持者1,656人のうち、障害者手帳を所持していない児童は半数以上の867人となっています。障害者手帳を所持せずに障害児通所支援[※]を利用されている方の多くは、発達障がい等により支援が必要な方であると推察されます。

図表 2-9 通所受給者証所持者数の推移

(人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	増加数
手帳あり	705	745	789	84
手帳なし	726	798	867	141
総数	1,431	1,543	1,656	225

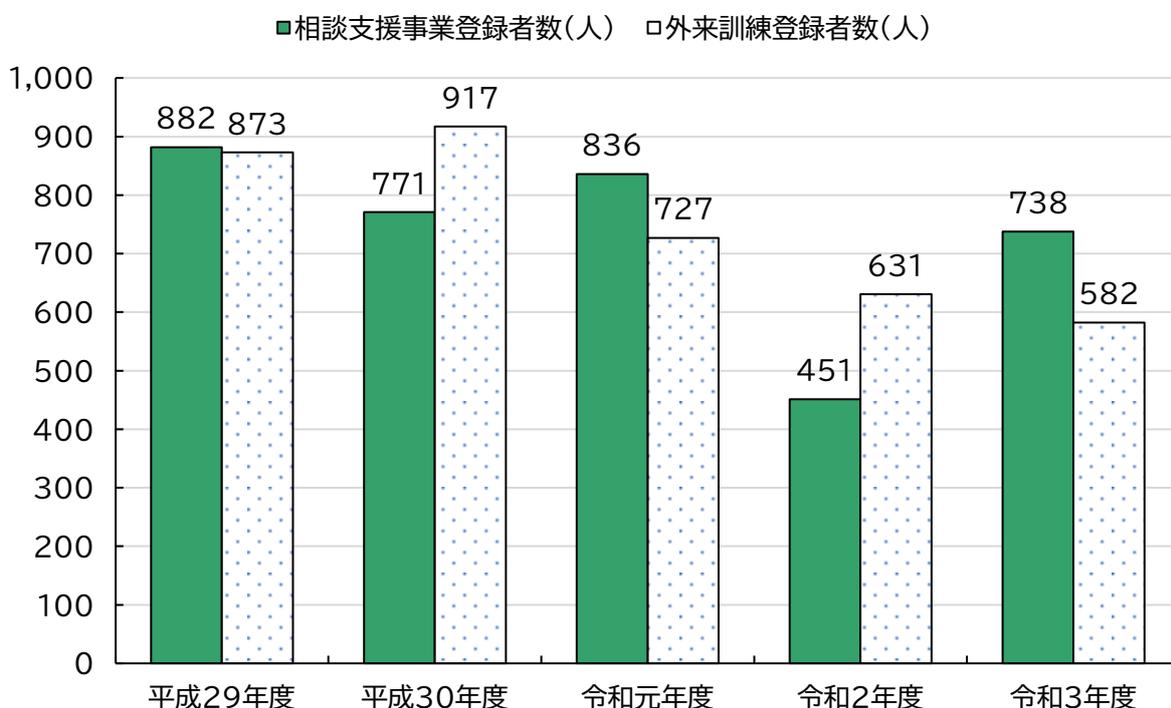
※各年度3月31日現在

注1:発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、障害者手帳の有無によってのみでは判断できないため、支援の対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。そのため、発達障がい者の状況を捉えるための参考値であり、発達障がい者の正確な人数を示すものではありません。

② こども発達センターわかばの家の状況

- ◆ こども発達センターわかばの家では、心身に発達の遅れや偏り、またその疑いがある就学前の乳幼児とその保護者に対して相談等の事業を行っています。
- ◆ 相談支援事業は、年度により変動はあるものの、令和3年度末時点の登録数は、738人となっており、延べ利用数は1,652人となっています。
- ◆ また、幼稚園や保育園に通いながら、月1回の療育訓練を受ける外来訓練の令和3年度末時点の登録数は582人となっており、延べ利用数は6,663人となっています。

図表 2-10 相談支援事業と外来訓練の当年登録数



※各年度3月31日現在

図表 2-11 相談支援事業と外来訓練の延べ利用数

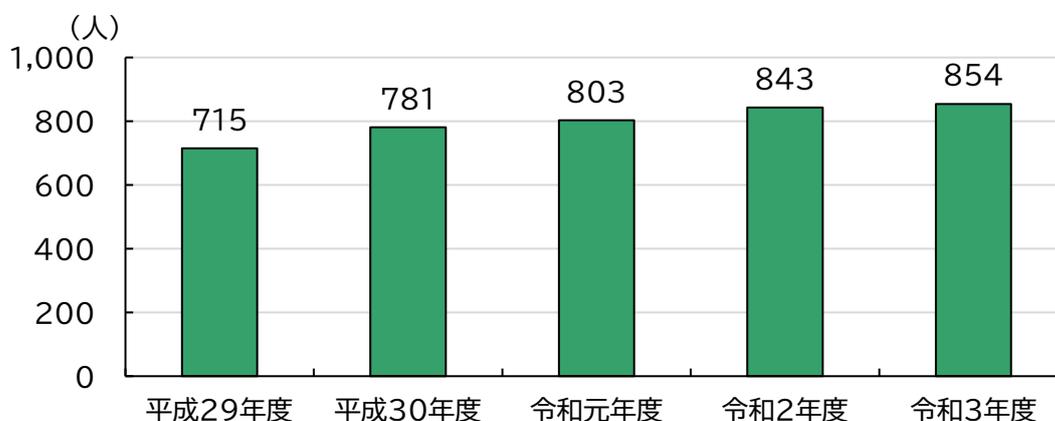
	相談支援事業(人)	外来訓練(人)
平成29年度	1,305人	9,507人
平成30年度	1,280人	10,085人
令和元年度	1,420人	7,480人
令和2年度	1,509人	7,256人
令和3年度	1,652人	6,663人

※各年度3月31日現在

③ 特別支援学級・特別支援教室等の状況

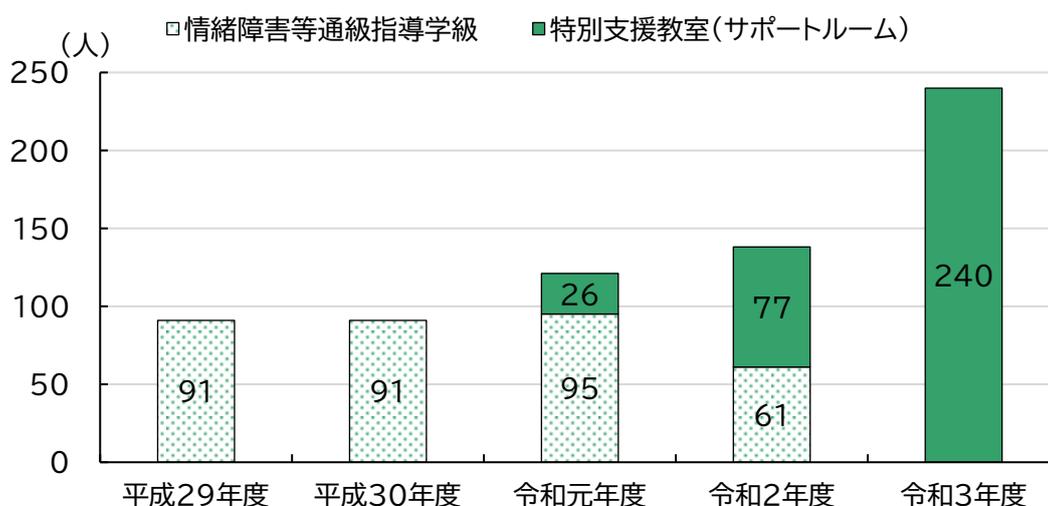
- ◆ 区立の小中学校では、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級・特別支援教室等を設置しています。
- ◆ 小学校では、平成28年度から区内全校に特別支援教室(サポートルーム)を設置し、発達障がい等のある児童に対する個別的な指導を行っており、令和3年度は854人の児童が利用しています。
- ◆ 中学校では、令和元年度から特別支援教室(サポートルーム)のモデル事業を開始し、令和3年度に区内全校における特別支援教室(サポートルーム)の設置が完了しました。令和3年度は、240人の生徒が利用しています。

図表 2-12 小学校における特別支援教室(サポートルーム)の児童数



※各年度5月1日現在

図表 2-13 中学校における情緒障害等通級指導学級と特別支援教室(サポートルーム)の生徒数



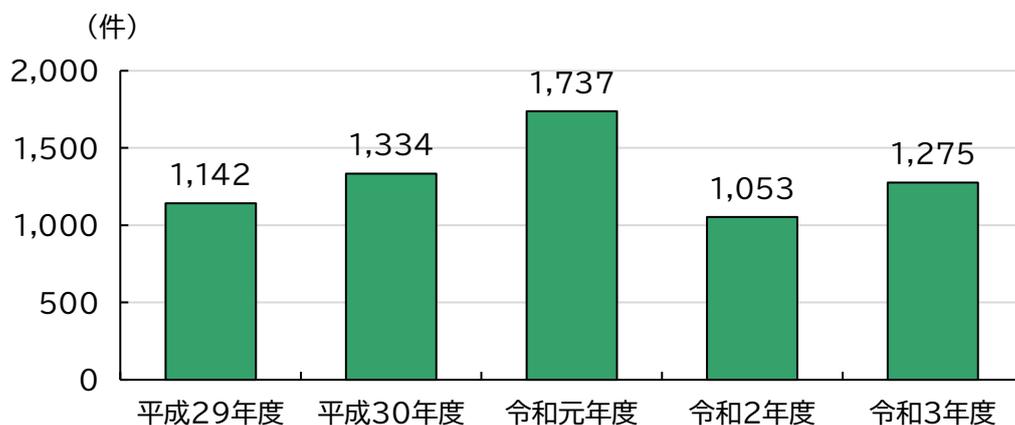
※各年度5月1日現在

※令和元年度から一部の学校において、特別支援教室(サポートルーム)をモデル事業として実施

④ 障がい者総合サポートセンターの状況

- ◆ 基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターA棟の相談支援部門では、様々な障がいに応じた相談支援を行っており、発達障がいについては、学齢期以降の相談支援を行っています。
- ◆ 障がい者サポートセンター相談支援部門における発達障がいの相談件数は令和3年度には1,275件となっており、平成29年度から133件増加しています。なお、令和元年度をピークに、令和2年度から減少している理由としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、障がい者総合サポートセンターの利用を区民が控えていたほか、平成31年3月に障がい者総合サポートセンターにB棟がグランドオープンし、相談支援事業所が新設されたことにより、相談が分散したことが考えられます。

図表 2-14 障がい者総合サポートセンター相談支援部門における発達障がいの相談件数



※各年度3月31日現在

2. 前計画(令和3年度～5年度)における主な取組

(1) 基本目標1「自分らしく いきいきと 暮らせるまち」

① 日中活動の場の整備

- ◆ 令和3年度に、医療的ケアも含む重症心身障害者が利用可能なグループホームが開設しました。
- ◆ 生活介護施設の定員増のため、大田生活実習所、南六郷福祉園・くすのき園、新井宿福祉園の改築・改修工事を実施しています。令和5年度時点では、設計作業や改修、建設工事の着工を進めています。
- ◆ 送迎バスの日中の駐車場として、令和5年度に旧南前堀敷地の整備工事が竣工しました。(予定)
- ◆ 令和4年度に、区有地を貸し付けて、重度の知的障害者が利用可能なグループホームを設置運営する社会福祉法人を選定しました。

② 緊急時の受入体制の充実

- ◆ つばさホーム前の浦では、令和3年4月から短期入所事業を実施しています。
- ◆ 令和5年度から大田生活実習所の東棟建設工事を実施しており、令和7年度から短期入所事業を実施する予定です。
- ◆ 南六郷福祉園・くすのき園の改修、増築に向けて、実施設計作業をすすめており、令和8年度から短期入所事業を実施する予定です。

③ サービスの質の確保・向上

- ◆ 福祉人材の確保・育成・定着支援のため、令和4年度に「大田区福祉人材育成・交流センター」の機能を設置しました。当センターでは、区内福祉従事者向け研修等の実施や、福祉人材向けeラーニング研修の基盤整備を行い、福祉従事者に必要なコンテンツを配信しています。また、福祉の仕事に関する相談・面接会である「ふくしのしごと市」を実施しています。
- ◆ 障がい者総合サポートセンターでは、福祉人材の育成のため、人材育成研修のほか、知的障害者移動支援従事者養成研修会を実施しています。
- ◆ 福祉サービス事業所に対し実地指導を実施し、サービスの質の確保及び利用者処遇の向上を図るための支援を行っています。
- ◆ 区内の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審費用の補助を実施するほか、児童発達支援地域ネットワーク会議で受審費用の補助について周知を行いました。
- ◆ 障害認定審査会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて開催方法を検討し、オンラインを活用してハイブリッドで開催しました。

④ 居住の場の確保・充実

- ◆ 令和3年度に、医療的ケアも含む重症心身障害者が利用可能なグループホームが開設しました。【再掲】
- ◆ 区内で新規にグループホームを開設する事業所に、相談及び整備費用を補助しています。
- ◆ 障がい者グループホーム連絡会を開催し、課題の共有や情報発信に関する検討を行っています。
- ◆ 障がい者や高齢者、住宅確保要支援者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、居住支援協議会を開催しています。
- ◆ 令和4年度には「家主・不動産事業者向け居住支援ガイドブック」を作成し、令和5年度は、「入居者向け居住支援ガイドブック」を作成しました。(予定)また、居住支援セミナーや個別相談会、協力不動産事業者向けの説明会などを行っています。

⑤ 地域生活移行支援の充実

- ◆ 精神障がい者の地域生活を支援するため、支援対象者及びその家族などの状態に応じて、必要な支援が適切に提供される体制整備の推進を目的とした、多職種によるアウトリーチ支援事業を行っています。
- ◆ 措置入院等により非自発的に病院に入院している方を対象とした、退院支援の事業(退院後支援ガイドライン対応事業)を行っています。また、医療機関へ退院支援に関するリーフレットを送付し、事業の周知も図っています。

⑥ 就労支援の充実

- ◆ 障がい者就労支援センターを中核として、ハローワーク、特別支援学校、障がい者施設等、関係機関と連携して就労支援に取り組んでいます。連携に当たっては、「大田区障がい者就労促進担当者会議」、「大田区移行支援事業所連絡会」、「大田区職場体験実習実行委員会」などを定期的に開催し、ネットワーク事業を実施しています。
- ◆ 志茂田福祉センターでは、区内施設の自主生産品等の共通ブランドである「おおむすび」について、ホームページやケーブルTV、民間企業情報紙等での広報を強化しました。また、販売場所の拡大に向けて、区内商業施設以外に民間企業等での販売場所を開拓しました。さらに、大田のお土産100選の事業者の商品、「小さな村g7」の商品及び友好都市である長野県東御市の物産等の委託販売の開拓などを行いました。
- ◆ 障がいのある方を区の会計年度任用職員(オフィス・サポーター)として雇用し、多様な働き方を提供しています。

⑦ 余暇活動の充実

- ◆ 障がい者総合サポートセンターにおいて、人々の交流や余暇を充実させるため、余暇活動支援事業と、「若草・コスモス青年学級」を実施しています。
- ◆ 障がい者スポーツの普及や理解促進、スポーツと親しむ機会の提供のため、障がい者スポーツ教室を年12回実施しています。

⑧ 保健・医療の充実

- ◆ 長期入院患者の退院や地域生活への移行の推進、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、「精神保健福祉地域支援推進会議」を設置し、開催しています。
- ◆ 難病患者を支える体制の構築に向けて、難病対策地域協議会を開催しています。
- ◆ 医療的ケアの必要な方の支援を充実させるため、各分野の支援機関の連携、情報交換、連絡等を行う場として、「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を年2回開催しています。また、全体会議のほかに専門部会を令和4年2月に設置し、令和4年度は医ケア児に対する福祉サービスの課題について検討を行いました。
- ◆ 保育園での医療的ケア児の受け入れについて、令和4年度に血糖値測定と酸素管理のケアを拡充しました。また、受け入れ枠を、令和4年度に1園と令和5年度に1園を拡充しました。
- ◆ 学童保育室においては、令和3年度から医療的ケア児の受け入れを開始しました。

⑨ 教育の充実

- ◆ 保護者を対象とした幼児教育相談や就学相談、幼稚園等への訪問相談を実施しています。
- ◆ 令和3年度に、全ての中学校に特別支援教室(サポートルーム)を設置しました。
- ◆ 特別支援学級は、令和2年5月1日現在、小学校に21校、中学校には10校設置しており、令和3年度に石川台中学校、令和5年度には南蒲小学校と六郷小学校に新設しました。
- ◆ 発達障がいのある児童の保護者を対象としたペアレント・トレーニングを実施しています。
- ◆ 巡回指導教員の専門性や通常の学級における発達障がいの可能性のある児童への担任等の指導の質を高めるために、発達支援アドバイザーが、区内全校に訪問し、指導の補助や助言を実施しています。
- ◆ 大田区のエリア・ネットワークの拠点となる、矢口特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが、小・中学校からの要請に応じて授業の観察や、支援検討のサポート、研修会の講師派遣、出前授業などを行っています。また、障がいや特別支援教育に関する相談支援などを実施しています。
- ◆ 矢口特別支援学校のセンター的機能による計画的・継続的支援により、特別支援学級の専門性向上を図っています。令和5年度は、大森第五小学校の特別支援学級を対象に、指導方法の助言や、教員の専門性向上に関する支援などを行っています。

⑩ 保育の充実

- ◆ 子どもたちの望ましい発達を促すため、医師・心理士による保育園等への巡回相談を実施しています。
- ◆ 保育園での医療的ケア児の受け入れについて、令和4年度に血糖値測定と酸素管理のケアを拡充しました。また、受け入れ枠を、令和4年度に1園と令和5年度に1園を拡充しました。【再掲】
- ◆ 学童保育室においては、令和3年度から医療的ケア児の受け入れを開始しました。【再掲】
- ◆ また、心理職員による巡回相談、職員向けの支援力向上研修を実施しています。

⑪ 発達障がい者支援の充実

- ◆ 保健所では、乳幼児発達健康診査を実施しています。
- ◆ 関係機関との連携強化のため、「児童発達支援地域ネットワーク会議」を実施しています。
- ◆ 発達障がいのある児童の保護者を対象としたペアレント・トレーニングを実施しています。【再掲】
- ◆ 巡回指導教員の専門性や、通常の学級における発達障がいの可能性のある児童への、担任等の指導の質を高めるために、発達支援アドバイザーが区内全校に訪問し、指導の補助や助言を実施しています。【再掲】
- ◆ 発達障がいの理解啓発等のため、保護者や区民の方々、関連施設の職員向けに講演会を開催しています。また、ライフステージごとの啓発パンフレットを配布しています。

⑫ 高次脳機能障がい者支援の充実

- ◆ 障がい者総合サポートセンターでは、高次脳機能障害者支援員を配置しています。
- ◆ 関係機関との連携強化のため、東京都の区市町村高次脳機能障害者支援促進事業と連携し、「大田区高次脳機能障害者支援員連絡会」などを開催しています。
- ◆ 高次脳機能障がいの理解を促進するため、出前講座を実施しています。

(2) 基本目標2 「認めあい つながり 暮らせるまち」

① 相談支援の充実

- ◆ 令和5年度から重層的支援体制整備事業を実施し、包括的相談支援体制の構築を推進しています。また、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するべく、「重層的支援会議」等を実施し、関係機関との連携強化に取り組んでいます。
- ◆ 基幹相談支援センターである障がい者総合サポートセンターを核として、相談支援事業所等と連携し、相談支援体制の構築を進めています。なお、相談支援事業所の連絡会を定期的に開催し、連携の強化に取り組んでいます。
- ◆ 地域福祉課や地域健康課において、本人や家族等からの相談に応じ、問題解決のための支援や予防的支援を実施しています。
- ◆ 志茂田福祉センターでは、8050問題に直面している本人や家族の意向を聞き取り、現状と課題を関係機関で共有することに努めています。また、様々な分野の機関と連携強化を図り、当事者の安全・安心な生活基盤づくりに取り組んでいます。
- ◆ 障がい者総合サポートセンターでは、ピアサポートの理解啓発を目的としたピアサポート講座を開催しています。また、身体・知的・精神障害者相談員研修を開催しています。この研修には区職員も参加し、相談員との交流を図っています。

② 地域ネットワークの充実

- ◆ 地域の関係機関とのネットワーク構築のため、相談・就労・居住等の様々なネットワーク会議等を開催しています。
- ◆ 自立支援協議会は、本会の他、3つの専門部会(相談支援部会、地域生活部会、防災・あんしん部会)を設けており、地域の障がい福祉の課題について具体的なテーマに基づき検討を行っています。

③ 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ◆ 障がい者差別解消支援地域協議会を年2回開催しています。令和4年度には、タクシー事業者を招き、「公共交通機関の合理的配慮などの取組み」について紹介及び意見交換を行いました。また、令和5年度は、協議会の委員に事業所を追加し、様々な場面での合理的配慮などの取組みについて紹介及び意見交換を行いました。
- ◆ 啓発用パンフレットの音声版を作成しました。また、区内小学4年生児童に、児童向けパンフレットを配布したほか、出張授業を行っています。
- ◆ おおた区報において、合理的配慮の考え方や具体的な例について紹介を行いました。
- ◆ 合理的配慮の向上や、障害者差別解消法の趣旨や区職員に求められる役割を学ぶことを目的とした「福祉理解スキルアップ講座」を職員向けに実施しています。
- ◆ 令和2年9月に「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を制定しました。当条例のパンフレットを作成し、公共交通機関や商店街連合会等に「障害者差別解消法の改正について」(チラシ)と合わせて配付し、周知、啓発を行いました。
- ◆ 筆談・コミュニケーション支援ボード及び「耳マーク」を各課の窓口へ設置いたしました。
- ◆ 区内小中学校を対象に、区内障がい関係者団体が主体となり行う障がい理解学習の支援を実施しています。また、「心のバリアフリーハンドブック」の配布による普及啓発活動を実施しています。

④ 地域との交流の充実

- ◆ 地域社会における共生、差別の禁止等について区民の関心と理解が深まることを目的として、「おおたみんなのつどいプロジェクト」を実施しました。
- ◆ 志茂田福祉センターでは、小学校への出前授業、中学校での自主生産品販売会の実施及び職場体験の受入れ等をはじめ、近隣の出張所や公的な複合施設等でのイベント及び近隣の自治会・町会行事への自主生産品販売会の実施等、積極的に地域活動に参加しました。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染防止を図りながら、各障がい者施設において「施設まつり」を開催しています。
- ◆ 障がい理解や、芸術文化活動の機会として、「しょうがい者巡回パネル展」や「しょうがい者文化展」を実施し、大田区公式チャンネルでも出展作品の一部を紹介しています。

(3) 基本目標3 「安全・安心に 暮らせるまち」

① 災害時相互支援体制の整備

- ◆ 避難行動要支援者名簿の活用がさらに進むよう、手帳手交時などの機会に、避難行動要支援者名簿についても周知・説明しています。また、自治会・町会、民生委員向けの活用の手引などの更新を行いました。
- ◆ 要配慮者向けの事業として、感震ブレーカーと家具転倒防止器具の支給・取り付けを行っています。このうち、感震ブレーカーの申請書には、避難行動要支援者名簿の情報提供同意書を同封しており、登録勧奨の強化につなげています。
- ◆ 令和4年度から避難行動要支援者を対象とした個別避難計画について、区ホームページで計画書の様式や作成の手引を公表しています。
- ◆ 個別避難計画を作成する対象者として、障がいの状況及び生活状況により水害時ハイリスク者をリストアップし、計画作成に向けた事前ヒアリングを実施しています。
- ◆ マイ・タイムライン講習会や防災講話などの機会を通じて、自助や共助の重要性を普及啓発しています。

② 福祉避難所の体制整備

- ◆ 学校避難所(水害時緊急避難場所)に要配慮者スペースを設置しました。また、学校避難所の運営マニュアルを作成し、配置職員向け業務説明会を行いました。
- ◆ 災害時備蓄品の確認や福祉避難所マニュアルを検証しながら、開設訓練や運営訓練を実施しています。

③ 防犯対策の充実

- ◆ つばさホーム前の浦のグループホーム及び短期入所の事業開始に伴い、防犯対策を強化しました。
- ◆ 施設の利用者の安全確保を図ることを目的として、防犯カメラや非常通報システムの防犯設備の設置にあたり補助を行う「障害者(児)施設防犯設備整備事業」を実施しました。
- ◆ 関係部署で連携し、「詐欺被害撲滅のつどい」や障がい者が被害に遭いやすい消費者トラブルと、その対処法についての講座などを開催しています。
- ◆ 特殊詐欺被害防止のための啓発チラシをイベント等の機会に配布しています。
- ◆ 警察からの情報を基に、区民安全・安心メールを通じて、電話を使用した詐欺であるアポ電の入電状況等を配信し、注意喚起をしています。

④ 障がい者虐待防止等の推進

- ◆ 障がい者虐待・権利侵害の未然防止、早期発見、職員の資質向上のため、事業所向け虐待防止法研修を実施し、研修等を通じて障がい者虐待防止パンフレットを配布しています。
- ◆ 障害者虐待防止センターにおいて、関係機関や弁護士等の専門家と連携し、虐待通報への対応を行っています。
- ◆ 障害者虐待の受付時だけでなく、通常の相談業務や窓口対応時、家庭訪問の際にも、虐待の早期発見、未然防止に努めています。
- ◆ 相談を受ける職員が適切な対応を行えるよう、庁内向けに「障害者虐待防止・対応研修」を実施しています。

⑤ 成年後見制度等利用支援の充実

- ◆ 大田区社会福祉協議会おおた成年後見センターと連携して、「成年後見制度利用促進中核機関」を設置しています。成年後見制度等の周知・広報活動や、本人の権利擁護において、支援者が対応に悩むケースなどに対して、様々な専門職を交えた場で支援方針を助言する「権利擁護支援検討会議」を開催しています。
- ◆ 令和3年度に、成年後見制度等の利用を促進することを目的とした「成年後見制度等利用促進協議会」を設置し、開催しています。
- ◆ 大田区社会福祉協議会と連携して「老いじたく」に関する総合的窓口を開設し、相続、遺言、不動産等の具体的な相談に応じるための、専門家による相談会を実施しています。

⑥ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ◆ ユニバーサルデザインのまちづくりに関心のある区民に、「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー(UDパートナー)」として登録していただき、道路・公園・建物・窓口サービスなどの点検活動を行っています。
- ◆ 区内小中学校を対象に、区内障がい関係者団体が主体となり行う障がい理解学習の支援を実施しています。また、「心のバリアフリーハンドブック」の配布による普及啓発活動を実施しています。【再掲】
- ◆ 令和3年度に、バリアフリー基本構想の改定に向けて、区民参加による街なかのバリアを調査するまち歩き点検等を実施しました。令和4年度は、区民・事業者・区(行政)等との連携・協力のもと、「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」を改定しました。そして令和5～6年度の2年間をかけ、令和元年度策定の「大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針」の計画期間後半に向けて、移動等円滑化促進地区の選定やバリアフリー化の方針の見直し等、中間まとめを行います。

3. 実態調査等に基づく障がい者施策の課題

(1) 障がい者施策の課題抽出方法

本計画の策定に当たって、令和4年度大田区障がい者実態調査や前計画の事業評価等に基づき、区における障がい施策の課題を抽出した上で、大田区障がい者施策推進会議の意見等を踏まえて、本計画において取り組むべき施策課題を設定しました。

① 令和4年度大田区障がい者実態調査(以下「実態調査」という。)^{注2}

障がい者及び障害福祉サービス等の提供事業者を対象として、生活状況やサービスの利用状況等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

② 前計画の事業評価

前計画に基づいて実施した事業や取組に関する事業評価を行い、施策の進捗状況を確認しました。

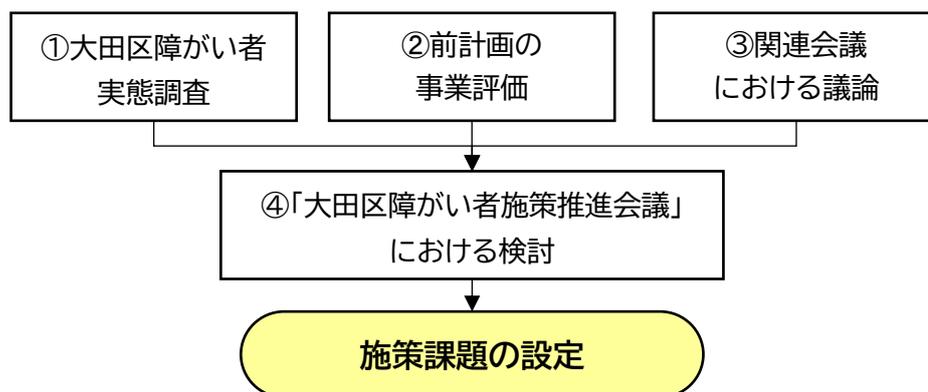
③ 障がい施策に関連する大田区の会議

大田区においては、障がい施策に関連する会議として、後述する大田区障がい者施策推進会議の他、自立支援協議会や大田区精神保健福祉地域支援推進会議、大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議等があります。これらの会議において提起された施策課題についても確認を行いました。

④ 大田区障がい者施策推進会議における検討

学識経験者、福祉、保健・医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい者施策推進会議(以下「推進会議」という。)」において、実態調査や事業評価、施策課題について検討を行いました。

図表 2-15 課題抽出のフロー図



注2:実態調査結果の分析に当たっては、障がい種別ごとに回答傾向を分析することがあります。その際の障がい種別の略称は、実態調査に従い、[身体]は身体障がい者、[知的]は知的障がい者、[精神]は精神障がい者、[難病]は難病患者、[発達]は発達障がい者、[高次]は高次脳機能障がい者としています。

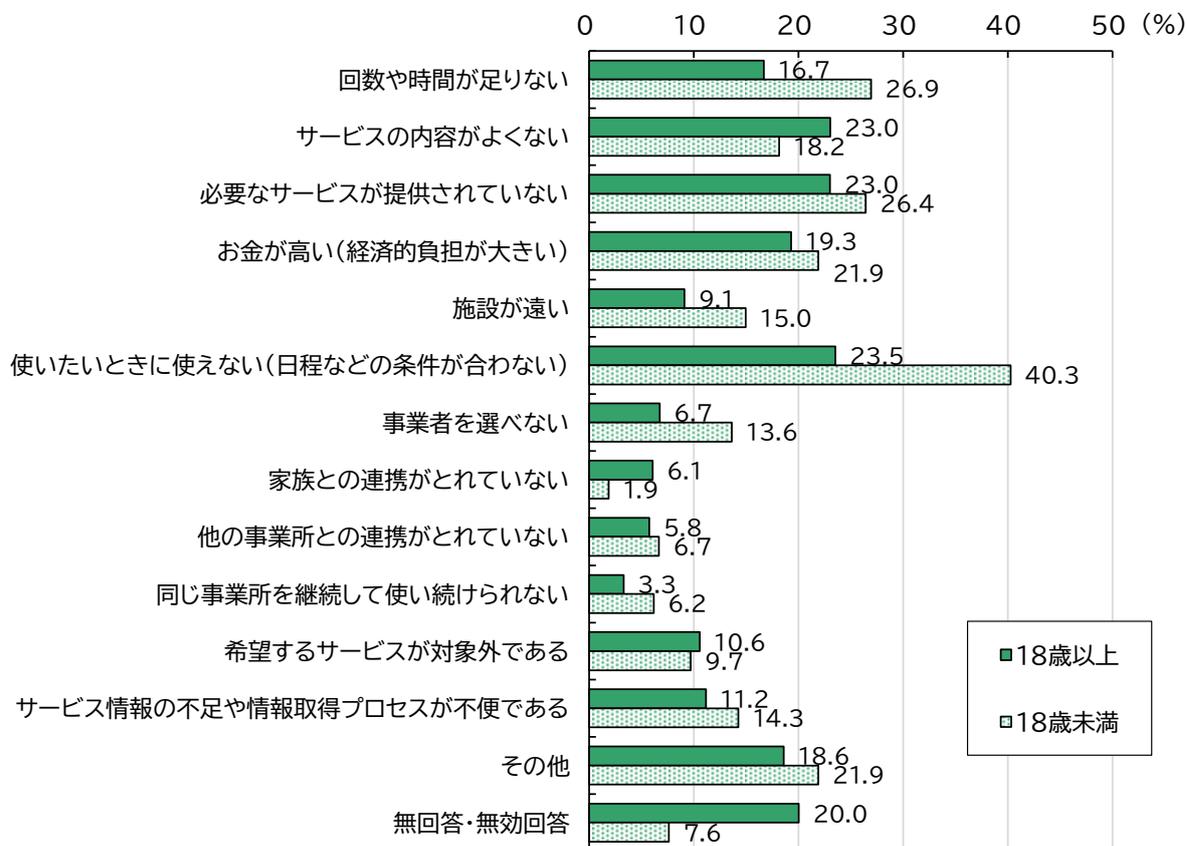
(2) 大田区障がい者施策の課題

① 障害福祉サービス等の充実

課題 障害福祉サービス等の質・量両面の充実に図ることが求められています

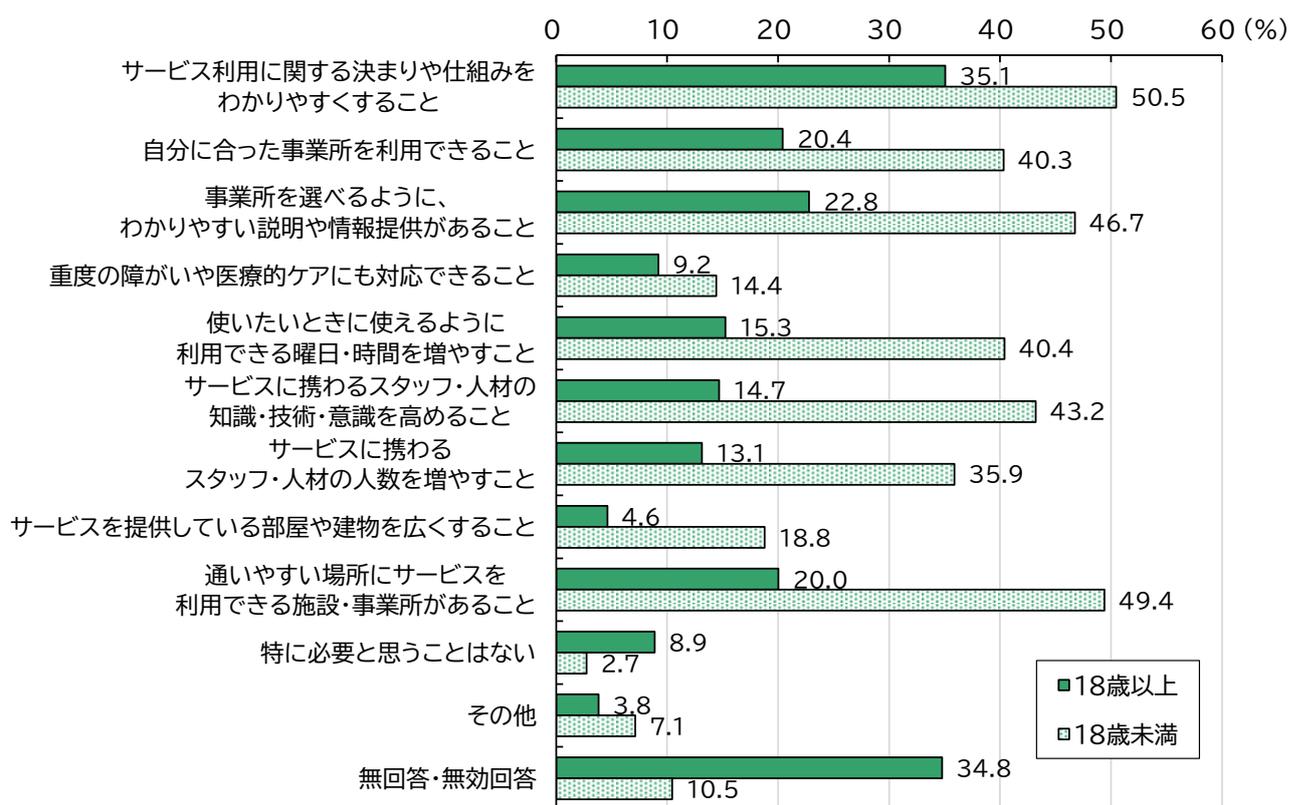
- ◆ 実態調査結果によると、障害福祉サービスの種類別に満足度をみたところ、18歳以上でも18歳未満でも「地域生活支援事業」や「任意事業」の満足度が低くなっていました。その他、18歳以上では「日中活動系サービス」18歳未満では、「児童福祉サービス」の満足度が低くなっていました。
- ◆ 障害福祉サービス等で不満に感じる点として、18歳以上でも18歳未満でも「使いたいときに使えない(日程などの条件が合わない)」が最も多くなっています。その他、18歳以上では「サービスの内容がよくない」、「必要なサービスが提供されていない」が上位に挙がっており、18歳未満では「回数や時間が足りない」、「必要なサービスが提供されていない」が上位に挙がっています。
- ◆ また、サービスを使いやすくするために必要なこととして、18歳未満では「通いやすい場所にサービスを利用できる施設・事業所があること」が上位に挙がっていました。

図表 2-16 障害福祉サービス等で不満に感じる点(18歳以上・18歳未満、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

図表 2-17 サービスを利用しやすくするために必要だと思うこと(18歳以上・18歳未満・複数回答)



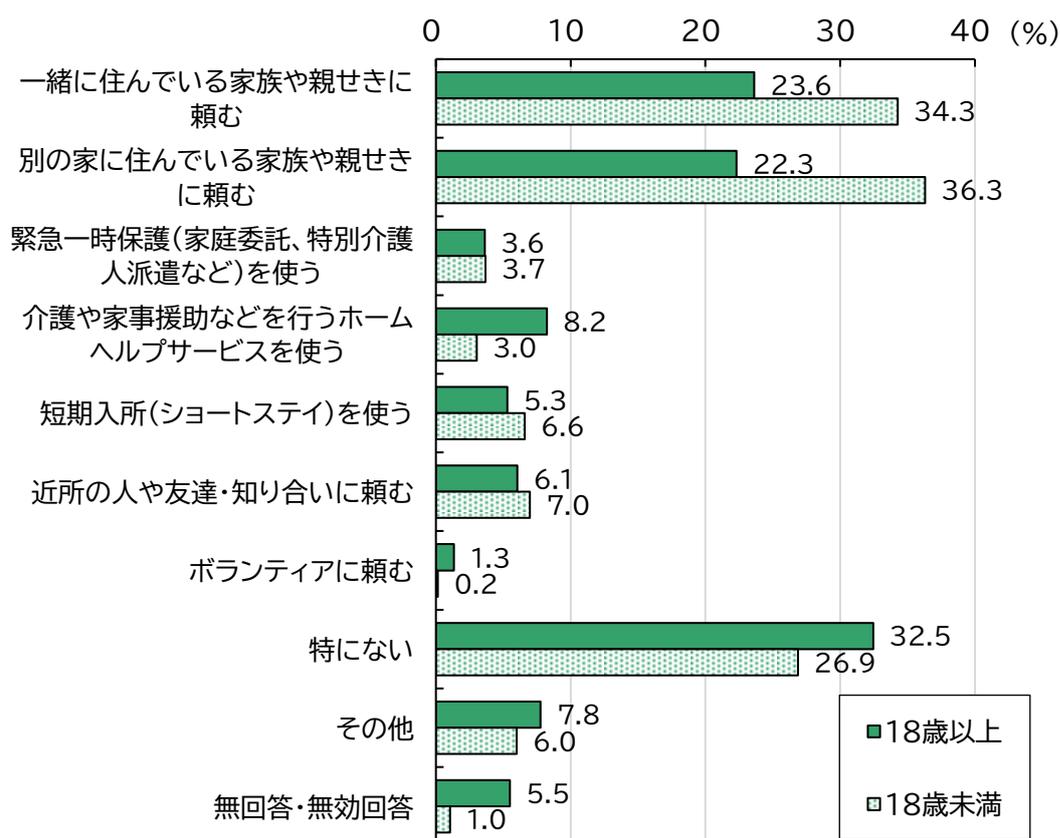
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

本人や介護者の高齢化が進み、親亡きあとの不安が多い中、緊急時等の支援体制の整備が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、介助者や支援者が不在の時の対応方法として、18歳以上でも18歳未満でも「一緒に住んでいる家族や親せきに頼む」や「別の家に住んでいる家族や親せきに頼む」が多くなっており、「短期入所を使う」は18歳以上で5.3%、18歳未満で6.6%、「緊急一時保護を使う」は18歳以上で3.6%、18歳未満で3.7%となっています。なお、「特にない」割合も比較的高くなっており、頼める人がいない方が一定数いる可能性が示唆されています。
- ◆ また、生活における不安や困っていることの設問では、18歳以上も18歳未満も「親が亡くなった後のこと」が最も多くなっていました。また、家族に対する支援サービスとして充実させるべきこととして、「短期入所の充実」は18歳以上で12.6%、18歳未満で25.5%、「緊急一時保護の充実」は18歳以上で10.9%、18歳未満で23.2%となっていました。

図表 2-18 介助者や支援者が不在の時の対応(18歳以上・18歳未満、複数回答)



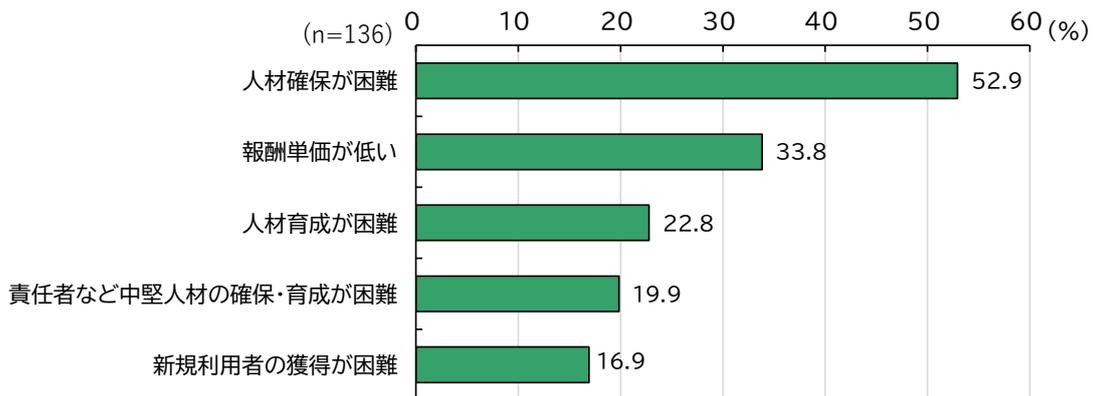
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

福祉人材の確保・育成・定着を支援し、サービスの質を向上させることが求められています

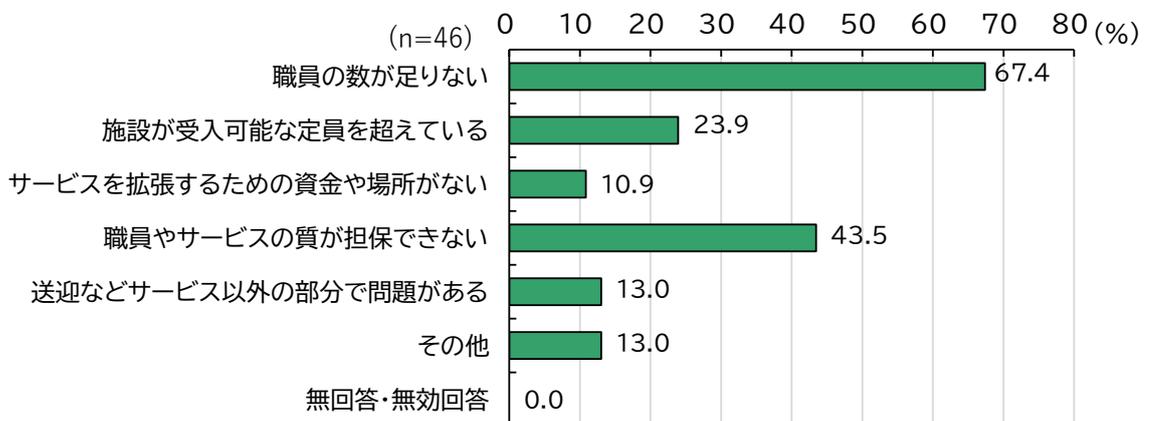
- ◆ 実態調査結果によると、障害福祉サービス等を提供する事業所が事業を運営する上での主な課題として、「人材確保が困難」が52.9%と最も多く、次いで「報酬単価が低い」が33.8%、「人材育成が困難」が22.8%、「責任者など中堅人材の確保・育成が困難」が19.9%などとなり、人材の確保・育成に関する課題が多くなっています。
- ◆ また、これまでサービスの提供を断ったことがある事業所等の対応できていない理由としては、「職員の数が足りない」が67.4%と顕著に多くなっています。
- ◆ なお、サービスを利用しやすくするために必要だと思うこととして、「サービスに携わるスタッフ・人材の知識・技術・意識を高めること」と回答した割合は、18歳以上では14.7%、18歳未満では43.2%となっていました。
- ◆ 区の福祉サービスの質を向上させていくためには、福祉人材の確保・育成・定着支援を目的としている大田区福祉人材育成・交流センターの認知度向上を図り、参加者をさらに拡大していくことが課題となっています。

図表 2-19 障害福祉サービス事業所が事業を運営する上での課題(事業所、3つまで複数回答)



※割合の大きかった上位5項目のみ抜粋して掲載しています。
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

図表 2-20 サービス提供依頼に対応できていない理由(事業所・複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

② 希望する暮らしの実現

課題

本人が希望する暮らし方の実現を地域で支える仕組みづくりが求められています

- ◆ 実態調査結果によると、将来(5～10年後)に希望する暮らし方として、18歳以上の全体では「家族と暮らしたい」が45.5%、「一人で暮らしたい」が14.2%となっています。また18歳未満の全体では「家族と暮らしたい」が71.2%、「一人で暮らしたい」が8.8%となっています。
- ◆ 障がい種別にみると、18歳以上の多くの障がい種別で「家族と暮らしたい」「一人で暮らしたい」が多くなっていますが、知的では「グループホームなどで暮らしたい」が19.3%となっています。なお、18歳未満では、いずれの障がい種別で見ても、「家族と暮らしたい」と「一人で暮らしたい」が上位となっています。
- ◆ また、一人で暮らす場合や、施設や病院から出るときに不安に思うこととして、18歳以上でも18歳未満でも「困ったときの相談場所」や「日常生活を支援するサービス」が上位を占めていました。
- ◆ 障がい者の地域生活を支援するため、グループホームでの援助の質の維持・向上や、横のつながりを作っていく取り組みが必要です。

図表 2-21 将来の暮らし方(上段:18歳以上、下段:未満共通、単一回答)

	18歳以上(%)						
	全体	身体	知的	精神	難病	発達	高次
家族と暮らしたい	45.5	46.1	34.8	37.4	59.7	38.7	56.6
一人で暮らしたい	14.2	14.7	6.9	20.6	10.3	19.3	9.3
グループホームなどで暮らしたい	4.9	2.8	19.3	4.9	1.1	8.7	5.5
施設で暮らしたい	4.4	3.8	10.9	2.8	3.2	5.9	5.0
わからない	17.9	19.6	12.8	20.5	13.9	13.2	14.6
その他	2.0	1.9	1.4	3.5	1.7	3.2	4.3
無回答・無効回答	11.0	11.0	13.9	10.4	10.2	11.0	4.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	18歳未満(%)						
	全体	身体	知的	精神	難病	発達	高次
家族と暮らしたい	71.2	69.3	71.4	50.6	32.8	73.6	69.6
一人で暮らしたい	8.8	6.9	8.2	17.3	36.2	7.8	15.2
グループホームなどで暮らしたい	2.6	0.9	4.9	0.0	0.0	2.5	0.0
施設で暮らしたい	0.7	0.8	1.1	0.0	0.0	0.9	0.0
わからない	11.3	13.8	9.3	28.1	20.9	10.2	15.2
その他	0.6	1.6	0.3	0.0	10.1	0.0	0.0
無回答・無効回答	4.9	6.7	4.9	3.9	0.0	5.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※全体及び障がい種別に、上位3項目に網掛けをしています。
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

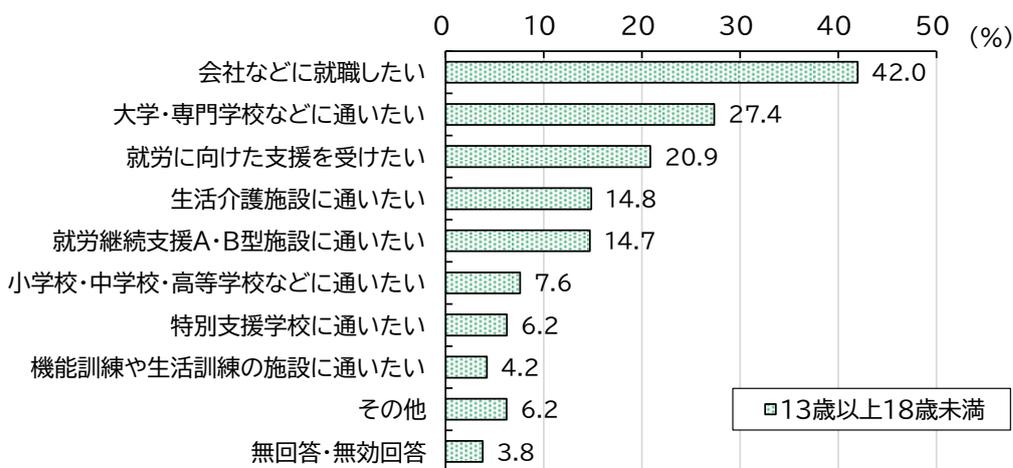
③ 社会参加・社会活動の充実

課題

働くことを希望している人の就労支援や職場等における障がい理解を一層促進することが求められています

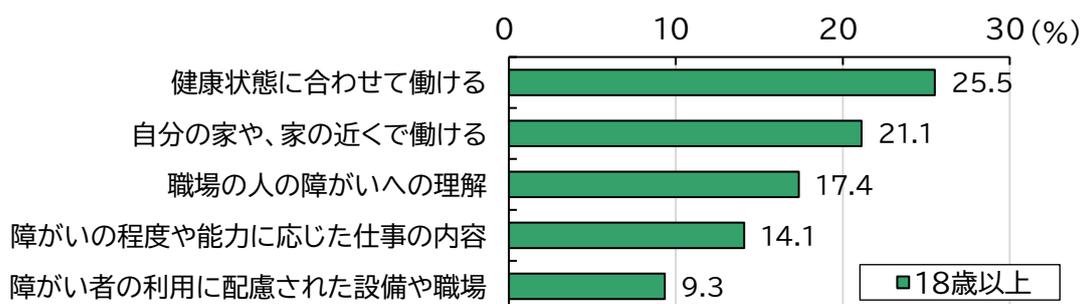
- ◆ 実態調査結果によると、13歳以上18歳未満の当事者の今後の進路や生活設計の希望は、「会社などに就職したい」が42.0%と最も多く、次いで「大学・専門学校などに通いたい」が27.4%、「就労に向けた支援を受けたい」が20.9%となっています。
- ◆ 実態調査において、18歳以上の当事者が平日の日中に主にどこで過ごしているかを尋ねたところ、「会社などで働いている、または、自分で商売(自営業)などを行っている(在宅勤務含む)」が32.3%と最も多く、仕事・就学・家事等をしていない人は24.4%となっていました。
- ◆ また、障がい者が就労する上で大切だと思うこととして、「健康状態に合わせて働ける」が25.5%と最も多く、次いで「自分の家や、家の近くで働ける」が21.1%、「職場の人の障がいへの理解」が17.4%、「障害の程度や能力に応じた仕事の内容」が14.1%となっています。
- ◆ 法定雇用率が引き上げられ、働き方が多様化する中、関係機関と連携を取りながら就労促進・定着に努めることや、障がいの特性に合わせた業務の割り振りが必要です。

図表 2-22 今後の進路や生活設計の希望(18歳未満、3つまで複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

図表 2-23 障がい者が就労する上で大切だと思うこと(18歳以上、2つまで複数回答)

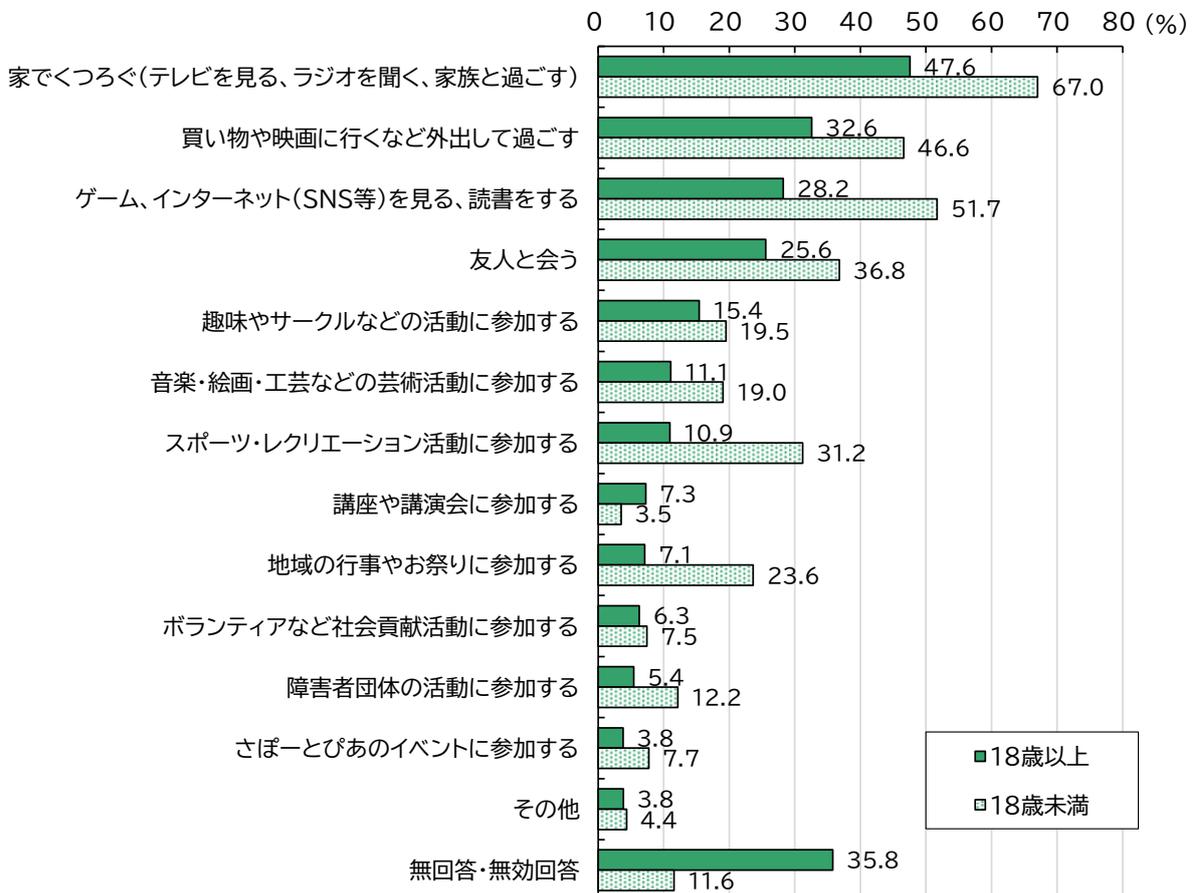


※上位5項目のみ掲載。

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

- ◆ 実態調査結果によると、今後の余暇の過ごし方として、18歳以上では「趣味やサークルなどの活動に参加する」が15.4%、「音楽・絵画・工芸などの芸術活動に参加する」が11.1%、「スポーツ・レクリエーション活動に参加する」が10.9%となっています。一方18歳未満では「スポーツ・レクリエーション活動に参加する」が31.2%、「地域の行事やお祭りに参加する」が23.6%などとなっており、様々な余暇活動が希望されています。
- ◆ なお、実態調査結果において、現在の余暇の過ごし方と、今後希望する余暇の過ごし方を比較すると、18歳以上でも18歳未満でも、「家でくつろぐ(テレビを見る、ラジオを聞く、家族と過ごす)」や「ゲーム、インターネット(SNS等)を見る、読書をする」の回答割合が減少し、代わって「友人と会う」、「音楽・絵画・工芸などの芸術活動に参加する」、「趣味やサークルなどの活動に参加する」の割合が増加しています。
- ◆ また、さぼーとぴあで利用できるサービスのうち、どのようなサービスを利用したいかを尋ねたところ、「ダンスや料理講座等に参加したい」が18歳以上では5.4%に対し18歳未満が23.0%、「障がい者スポーツを体験したい」が18歳以上では5.4%に対し18.9%となっており、特に18歳未満で地域の交流の場への参加希望が見受けられます。
- ◆ ボランティアの高齢化や担い手不足などの問題に直面しており、誰もが参加できる包括的(インクルーシブ)な事業となるよう検討して行くことが必要です。

図表 2-24 今後の余暇の過ごし方の希望(18歳以上・18歳未満、複数回答)



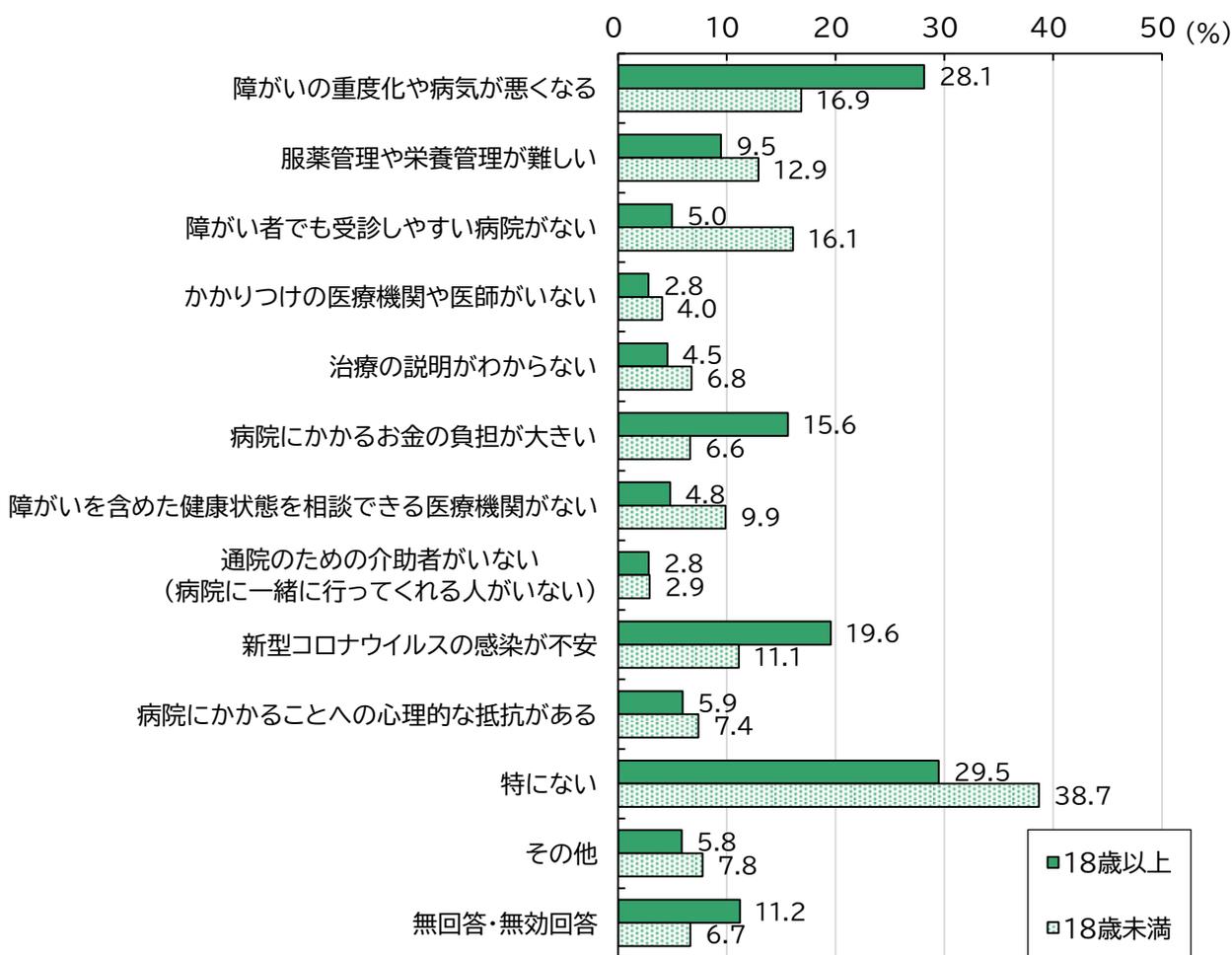
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

④ 保健・医療支援体制の充実

課題 安心して相談・受診できる健康・医療支援体制の充実が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、健康や医療に関する不安・困りごととして、「特にない」を除くと、「障がいの重度化や病気が悪くなる」が年齢を問わず最も多くなっています。18歳以上では、「新型コロナウイルスの感染が不安」19.6%や、「病院にかかるお金の負担が大きい」15.6%が上位に挙がっています。18歳未満では、「障がい者でも受診しやすい病院がない」16.1%、「服薬管理や栄養管理が難しい」12.9%が上位に挙がっています。

図表 2-25 健康や医療に関する不安・困りごと(18歳以上・18歳未満、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

医療的ケア児・者等への適切な情報提供やサービスの充実
及び人材の確保が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、医療的ケア児の福祉情報の入手方法は、医療的ケア児ではない場合と比較して、「友達・知り合いから」のほか、「相談支援専門員から」や「医療機関の相談窓口で」が高くなっています。
- ◆ 医療的ケア児のサービス利用計画の作成者は、医療的ケア児ではない場合と比較して、「相談支援事業所」が多くなっていました。
- ◆ また、医療的ケア児が今後利用を希望するサービスは、医療的ケア児ではない場合と比較して、「居宅介護」や「重度訪問介護」といった訪問系サービスの他、「短期入所」や「日常生活用具給付等事業」「訪問入浴サービス」などで高くなっております。なお、さぼーとぴあで使いたいサービスとして、「短期入所を使いたい」が、医療的ケア児でない場合と比較して高くなっていました。
- ◆ 大田区子ども・子育て会議においては、医ケア児支援法に基づき、保育における医ケア児の受入れ拡充に向けた検討が必要との指摘がありました。
- ◆ 大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議においては、医療的ケア児・者支援に携わる人材について、看護師の積極的配置や、資格取得者が十分に力を発揮できるような場の提供が必要との声も聞かれました。

図表 2-26 医療的ケア児の福祉情報の入手方法(18歳未満、複数回答)

	①医療的ケア児	②医療的ケア児ではない	①-②の差
区役所の職員から	24.7%	25.1%	▲ 0.4
友達・知り合いから	52.6%	38.1%	14.5
区報で	15.3%	22.9%	▲ 7.7
インターネットのホームページで	36.9%	54.5%	▲ 17.6
SNS等(LINE、Twitter等)	15.8%	13.4%	2.4
福祉施設の掲示板などで	3.0%	9.8%	▲ 6.8
相談支援専門員から	33.2%	24.6%	8.6
医療機関の相談窓口で	22.4%	11.6%	10.8
障がい者団体や家族会から	13.8%	11.6%	2.2
テレビ・ラジオなどで	1.7%	4.7%	▲ 3.0
新聞や地域情報紙などで	5.2%	5.7%	▲ 0.5
その他	7.6%	5.4%	2.1
無回答	8.6%	7.2%	1.4

※①-②が5pt以上の場合に網掛けをしています。

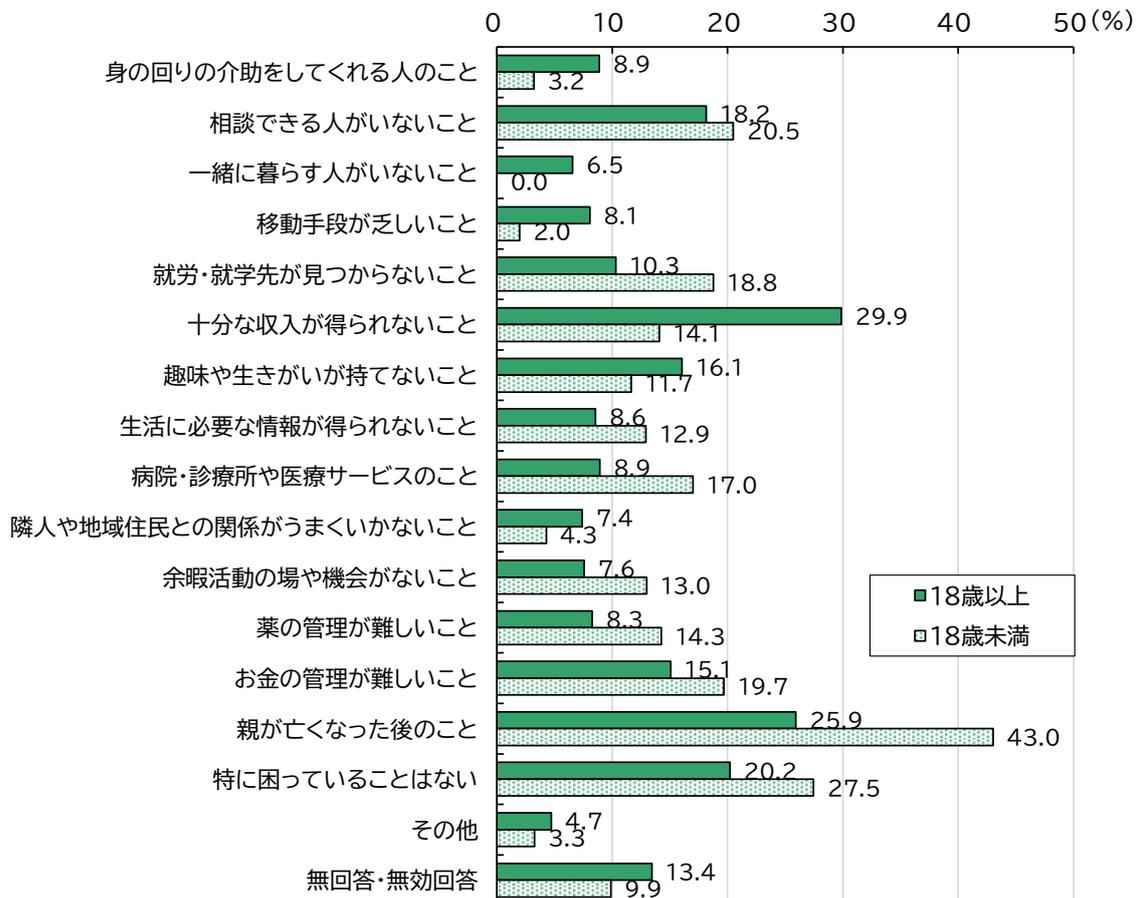
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関が課題を共有し、連携することが求められています

- ◆ 実態調査結果によると、[精神]の方の日常生活の困りごと・相談したいことの特徴として、「十分な収入が得られないこと」、「親が亡くなった後のこと」、「相談できる人がいないこと」、「趣味や生きがいを持たないこと」が上位を占めていました。このことから、[精神]の方の日常生活を支えていく上では、困りごとを相談しやすくすることのほか、収入確保のため就労や様々な経済的支援制度に結びつけること、余暇活動の充実による多様な形での社会参加・社会活動を後押しすることが重要と考えられます。
- ◆ また、[精神]の方が日常生活の困りごとを相談しやすくするためには、「身近な場所で相談できること」、「どこで、どんな相談ができるかわかりやすいこと」、「対応する人が障がい特性を理解していること」が上位を占めていました。相談窓口を充実させ、その情報を積極的に発信し周知を図るとともに、相談に対応する人材を育成し相談対応の質を上げていくことが重要と考えられます。
- ◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、大田区精神保健福祉地域支援推進会議では、入院中から情報提供をするための仕組みづくりや退院後の生活を支える多機関連携体制の構築に加えて、親や当事者の高齢化が進んでいることを踏まえたサービスの充実や福祉人材の育成の必要性、仕組みづくりに当事者が参画する必要性が指摘されていました。

図表 2-27 日常生活での困りごと・相談したいこと(18歳以上・18歳未満、複数回答)



※[精神]のみ集計
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

⑤ 障がい児支援の充実

課題

保育・医療・行政等の機関が連携し、家族を含む世帯全体のニーズに対応していくことが求められています

- ◆ 実態調査結果によると、6歳未満の障がい児においては、障害福祉サービスの利用計画を作成しているのは「家族」が72.4%となっており、他の年齢層の障がい児と比較して非常に高くなっていました。また、計画相談事業所を使わない理由としては、「計画相談支援を利用するための手続きが大変そうだったから」が32.4%で最も高くなっていました。
- ◆ 6歳未満の障がい児について、いま相談できる相手としては、「家族・友達・知り合い」が80.1%と最も多くなっていました。一方で、「保育園や幼稚園、学校の先生」や「医療関係者（医師・看護師など）」が、他の年齢層の障がい児と比較して多いのが特徴となっています。
- ◆ そして、日常生活での困りごとなどを相談しやすくするため必要なこととして、6歳未満の障がい児においては、「同じ障がいをもつ方に相談できること」、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」、「定期的に相談できること」が他の年齢層と比較して高くなっていました。なお、家族に対する支援サービスとしても、「同じ境遇の家族に相談できるサービス」、「医療福祉専門職に相談できるサービス」が高くなっていました。
- ◆ なお、大田区子ども・子育て会議においては、行政・医療・福祉・教育などの担当者が連携することの重要性や、障がい児を含む子育て支援に関する情報を適切な方法で提供する必要性が指摘されていました。

図表 2-28 相談相手・相談先(18歳未満、複数回答)

	全体	6歳以下	7~12歳	13歳以上
家族・友達・知り合い	87.3	80.1	90.5	90.4
区役所(地域福祉課や地域健康課など)	13.0	14.3	13.1	11.5
障がい者総合サポートセンター	5.2	5.8	5.7	3.9
保育園や幼稚園、学校の先生	44.5	51.0	47.6	33.9
自治会・町会や民生委員・児童委員	0.0	0.0	0.0	0.0
医療関係者(医師・看護師など)	23.4	30.0	19.9	21.6
福祉施設の職員	10.0	9.5	14.0	5.2
身体障害者相談員や知的障害者相談員	1.9	2.2	2.2	1.3
相談支援事業所	16.3	18.9	17.9	11.6
同じ障がいをもつ仲間(当事者団体等)	9.4	10.5	11.6	5.4
通所先や勤務先(同僚、上司等)	9.1	14.5	7.9	5.3
特になし	1.9	2.8	1.1	2.0
その他	3.0	3.2	2.4	3.5
無回答・無効回答	2.3	1.6	2.6	2.8

※「全体」と比較して5pt以上大きい場合に網掛けをしています

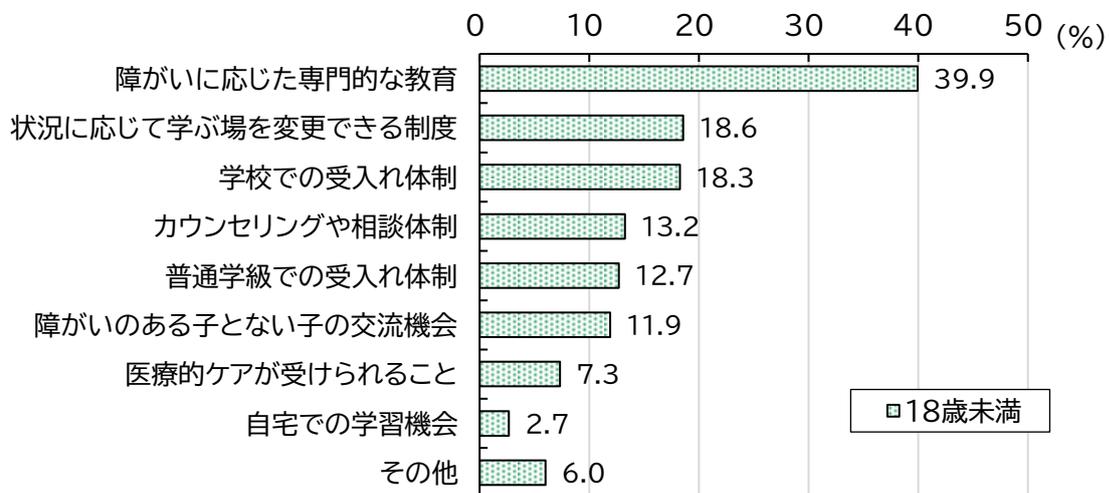
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

学齢期における教育支援体制の充実が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、18歳未満では、今後充実を希望する障がい施策について、「療育や教育の充実」が32.2%と最も高くなっていました。
- ◆ 実態調査結果によると、教育の場面で充実させてほしいこととして、「障がいに応じた専門的な教育」が39.9%と最も多く、次いで「状況に応じて学ぶ場を変更できる制度」が18.6%、「学校での受け入れ体制」が18.3%となっています。
- ◆ 就学前の相談が増えてきているので、就学前療育施設のわかばの家や、障がい者総合サポートセンターとの連携が重要となっています。

図表 2-29 教育の場面で特に充実させてほしいこと(18歳未満、2つまで複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

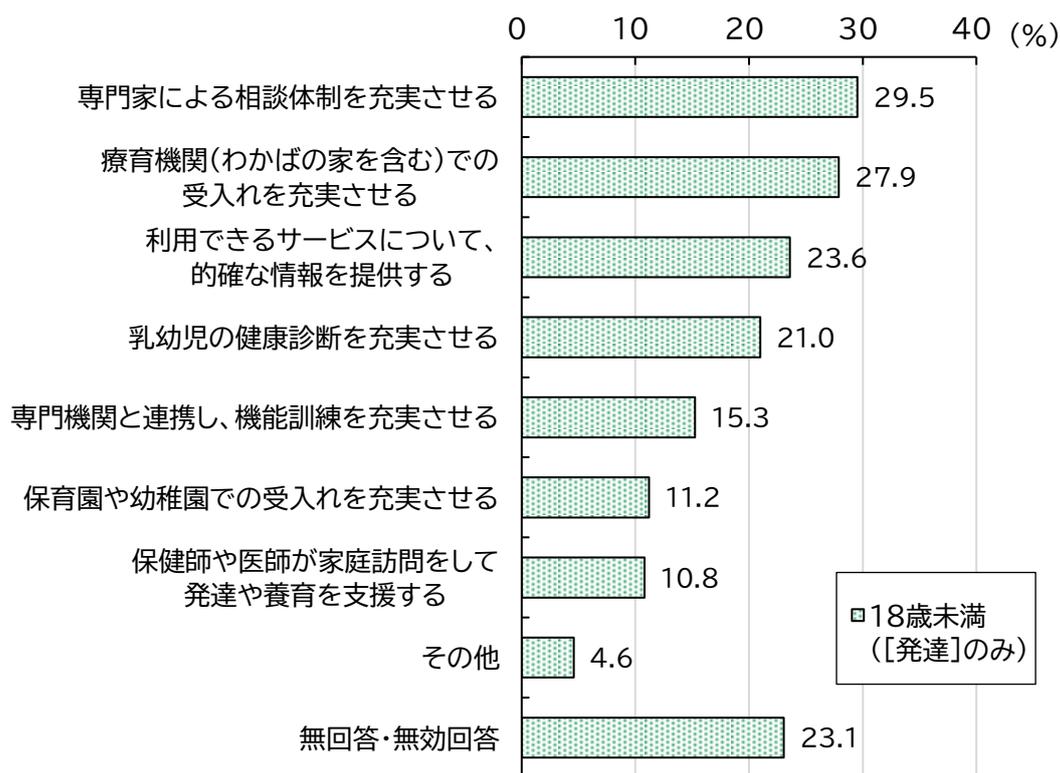
⑥ 障がい特性に応じた支援の充実

課題

発達障がいの早期発見・早期療育に向けた相談支援体制の充実が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、障害者手帳や受給者証を持つようになったきっかけとして、「発達障がい」と回答した方は、18歳以上では4.9%、18歳未満では52.3%となっていました。
- ◆ そして、障がいの早期発見、早期療育を充実させるために必要なこととして、18歳未満の[発達]では、「専門家による相談を充実させる」が29.5%と最も多く、次いで「療育機関(わかばの家を含む)での受け入れを充実させる」が27.9%、「利用できるサービスについて、的確な情報を提供する」が23.6%となっています。
- ◆ 切れ目のない支援を提供するためには、教育委員会等の関係機関との連携強化に取り組むことが重要です。

図表 2-30 障がいの早期発見・早期療育のために必要なこと(18歳未満、2つまで複数回答)



※18歳未満の[発達]について集計
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

高次脳機能障がいの特性を踏まえた障がい理解の促進や、適切な情報提供を行うことが求められています

- ◆ 実態調査結果によると、障害福祉サービスを利用しやすくするために必要だと思うことについて、18歳以上と18歳未満のいずれにおいても、[高次]では「事業所を選べるように、わかりやすい説明や情報提供があること」が他の障がい種別よりも比較的高くなっています。
- ◆ また、外出時の困りごとについては、18歳以上の[高次]では、「場所や注意を示す看板(サイン)が十分ではない」が21.5%と他の障がいよりも高くなっていました。
- ◆ 「高次脳機能障がい」は、見えない障がいと言われており、支援には関係者の理解と連携が必要であるため、ネットワーク事業の重要性は高まってきています。

図表 2-31 サービスを利用しやすくするために必要だと思うこと
(18歳以上・18歳未満、複数回答)

	18歳以上		18歳未満	
	全体	高次	全体	高次
サービス利用に関する決まりや仕組みをわかりやすくすること	35.1	46.7	50.5	54.7
自分に合った事業所を利用できること	20.4	22.9	40.3	62.0
事業所を選べるように、わかりやすい説明や情報提供があること	22.8	28.3	46.7	54.3
重度の障がいや医療的ケアにも対応できること	9.2	13.3	14.4	9.0
使いたいときに使えるように利用できる曜日・時間を増やすこと	15.3	13.8	40.4	52.9
サービスに携わるスタッフ・人材の知識・技術・意識を高めること	14.7	23.0	43.2	46.0
サービスに携わるスタッフ・人材の人数を増やすこと	13.1	14.8	35.9	35.9
サービスを提供している部屋や建物を広くすること	4.6	7.1	18.8	8.9
通いやすい場所にサービスを利用できる施設・事業所があること	20.0	23.8	49.4	40.0
特に必要と思うことはない	8.9	4.9	2.7	0.0
その他	3.8	3.2	7.1	7.7
無回答・無効回答	34.8	28.7	10.5	5.7

※18歳以上、18歳未満いずれにおいても、「全体」と比較して「高次」が5pt以上大きい場合に網掛けをしています。

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

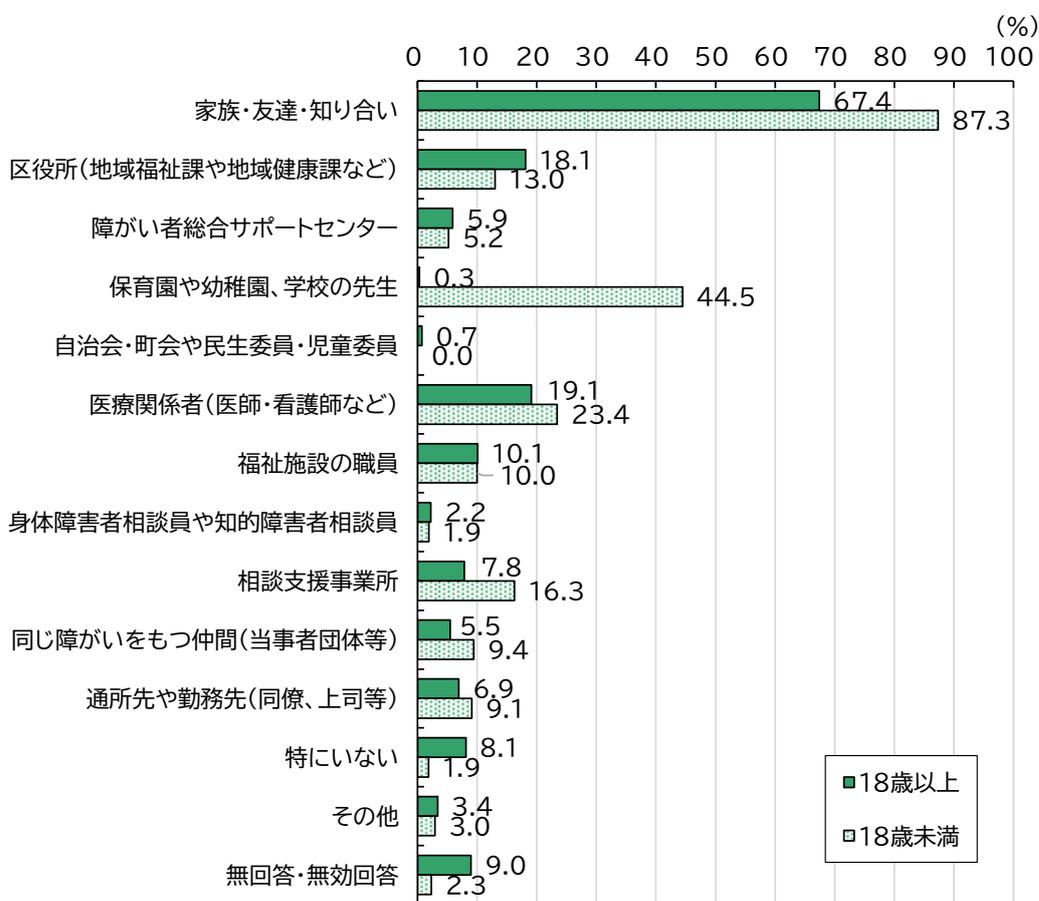
⑦ 相談支援体制の充実・強化

課題

多様な関係機関が連携し、相談支援体制を充実・強化していくことが求められています

- ◆ 実態調査結果によると、今後充実を希望する障がい施策として「相談支援や情報提供の充実」と回答した割合は、18歳以上では26.1%、18歳未満では26.0%と上位に挙がっていました。
- ◆ 相談先や相談する人として、18歳以上も18歳未満も「家族・友達・知り合い」が最も多くなっています。その他、18歳以上では、「医療関係者(医師・看護師など)」が19.1%、「区役所(地域福祉課や地域健康課など)」が18.1%、「福祉施設の職員」が10.1%となっています。また、18歳未満では、「保育園や幼稚園、学校の先生」が44.5%、「医療関係者(医師・看護師など)」が23.4%、「相談支援事業所」が16.3%、「区役所(地域福祉課や地域健康課など)」が13.0%、「福祉施設の職員」が10.0%となっており、相談先や相談相手が幅広いことが見受けられ、様々な関係機関の連携の必要性が伺えます。
- ◆ 自立支援協議会では、医療・福祉の連携をはじめとした多領域の連携の重要性や、既存の社会資源同士の有機的なネットワークづくりの重要性などが指摘されていました。

図表2-31 相談先や相談する人(18歳以上・18歳未満、複数回答)



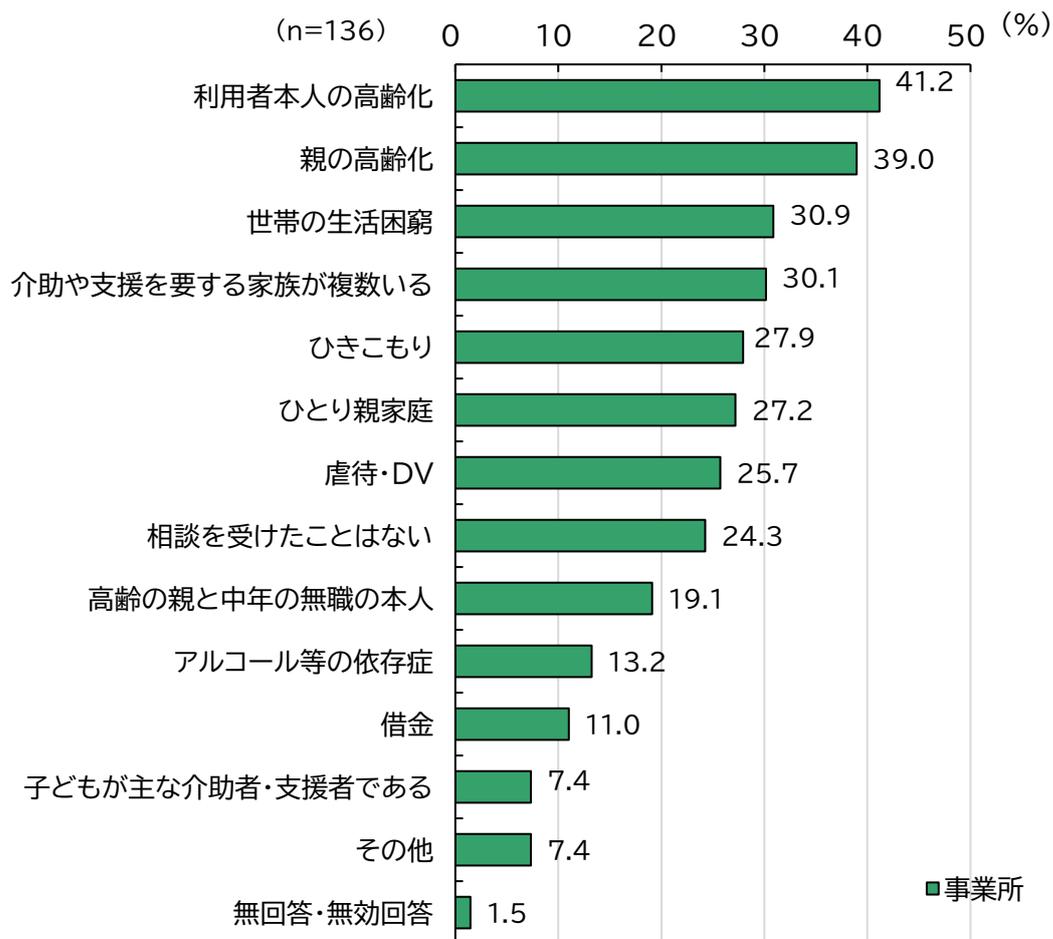
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題

多様な関係機関が連携し、複合的な課題に対応することが求められています

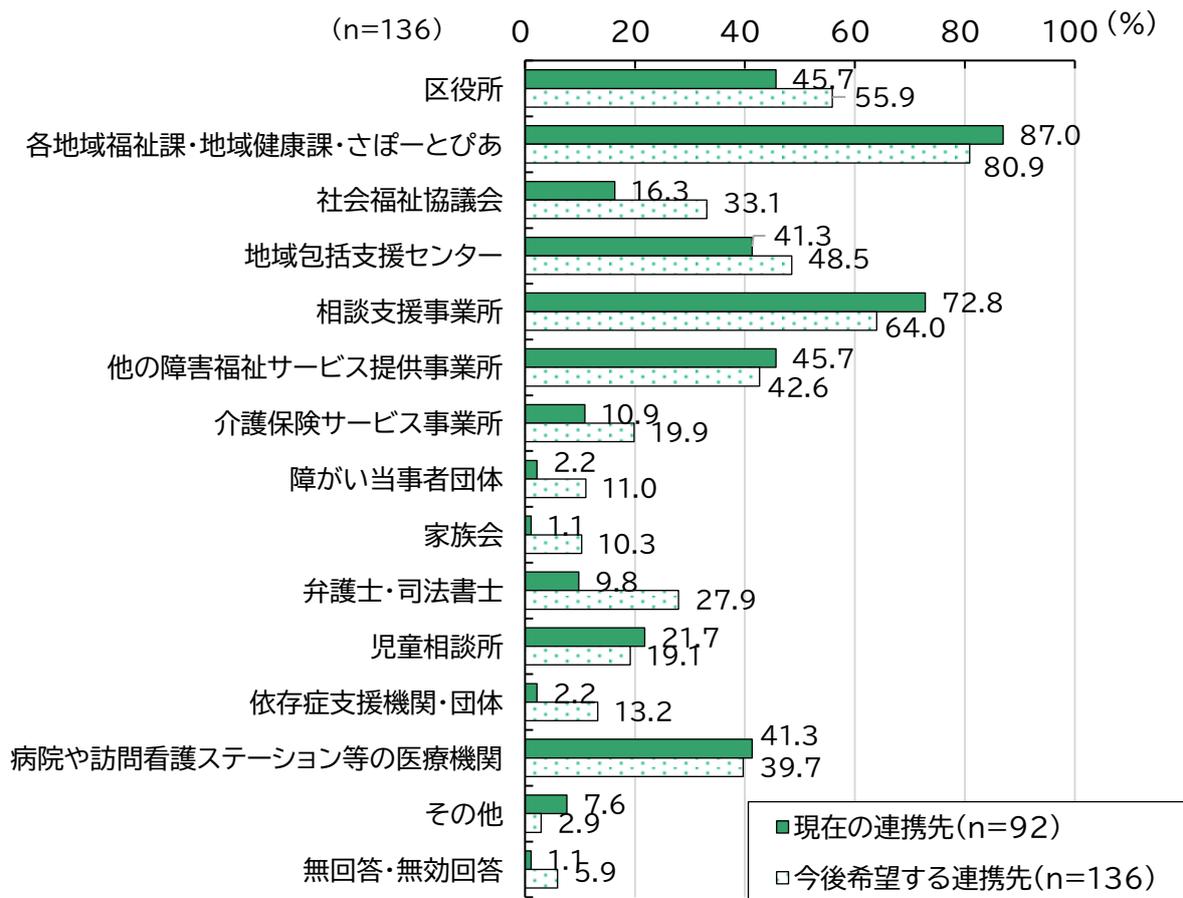
- ◆ 実態調査結果によると、複合的な課題に関する利用者や家族からの相談として、「利用者本人の高齢化」が41.2%と最も多く、次いで「親の高齢化」が39.0%、「世帯の生活困窮」が30.9%、「介助や支援を要する家族が複数いる」が30.1%、「ひきこもり」が27.9%などとなっています。
- ◆ 複合課題に対しては、「他事業所や行政機関等と連携しながら自事業所に対応している」場合が86.1%となっていました。そして、複合的な課題に対応していくために今後連携を希望する機関としては、「各地域福祉課・地域健康課・さぽーとぴあ」が80.9%、「相談支援事業所」が64.0%、「区役所」が55.9%、「地域包括支援センター」が48.5%、「障害福祉サービス提供事業所」が42.6%などとなっています。なお、現在の連携先と比較して今後希望する連携先の割合が高い機関としては、「区役所」、「社会福祉協議会」、「弁護士・司法書士」、「依存症支援機関・団体」が挙げられています(10pt以上差がある機関を記載)。

図表 2-32 複合課題に関する相談状況(複数回答・事業所)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

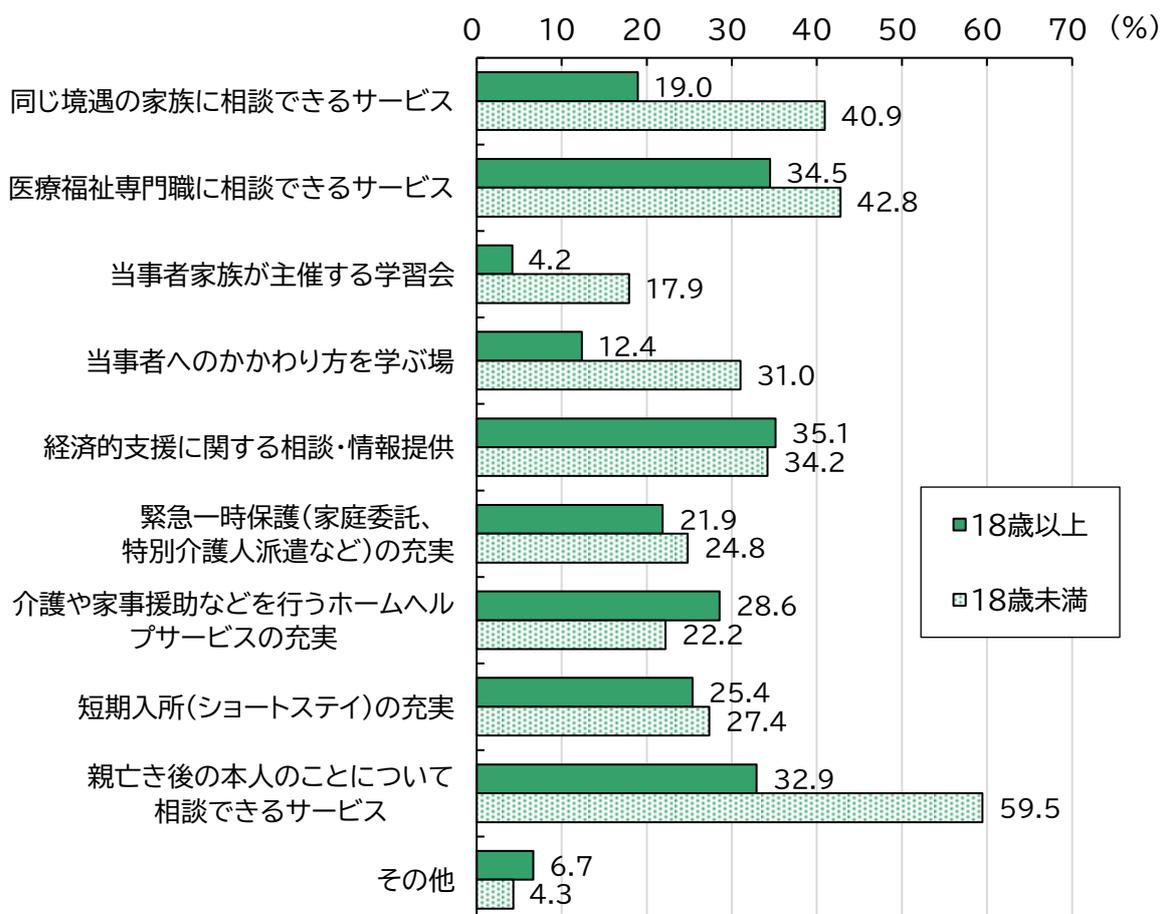
図表 2-33 複合課題に関する現在の連携先と今後希望する連携先(事業所、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

- ◆ 実態調査結果によると、家族への支援サービスとして充実させていけばよいと思うことは、18歳以上でも18歳未満でも共通して、「親亡き後の本人のことについて相談できるサービス」、「医療福祉専門職に相談できるサービス」、「経済的支援に関する相談・情報提供」が上位に挙がっています。
- ◆ なお、18歳未満においては、「同じ境遇の家族に相談できるサービス」や「当事者へのかかわり方を学ぶ場」も上位に挙がっています。
- ◆ 介助・支援してくれている方が18歳未満であると回答した方は、18歳以上では1.1%、18歳未満では13.5%となっており、ヤングケアラーとしての役割を担っている子どもが一定数存在することが分かりました。また、本人以外に介護や育児が必要な方がいると回答した割合は、18歳以上では17.2%、18歳未満では43.7%となっており、ダブルケア等の状況にある家庭が一定数存在することが分かりました。

図表 2-34 家族への支援サービスとして充実させていけばよいと思うこと
(18歳以上・18歳未満、複数回答)



※「無回答・無効回答」を除いて集計しています。

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

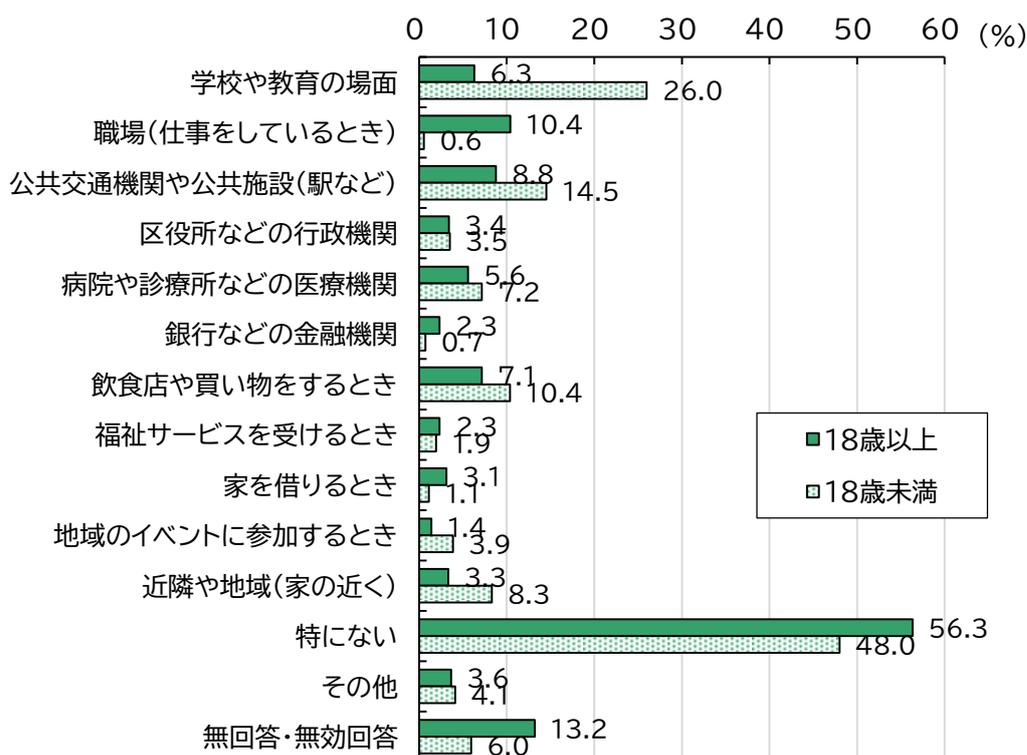
⑧ 障がいへの理解促進

課題

障がい理解及び合理的配慮の一層の普及・啓発を進め、心のバリアフリーを推進することが求められています

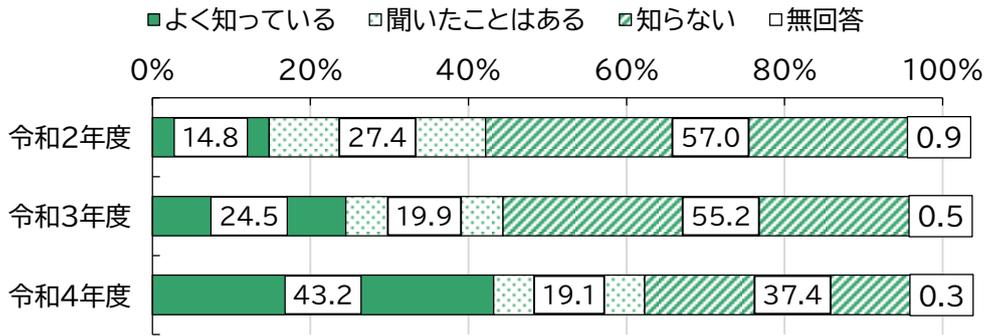
- ◆ 実態調査結果によると、障がいがあることを理由に差別を感じた場所や場面として、18歳以上も18歳未満も「特にない」が最も多くなっています。しかし、18歳以上では「公共交通機関や公共施設」で差別を感じた割合が8.8%、「飲食店や買い物をするとき」が7.1%などとなっています。また、18歳未満では、「学校や教育の場面」で差別を感じた割合が26.0%、「公共交通機関や公共施設」が14.5%などとなっています。
- ◆ 自立支援協議会における議論で、障がい児・者の理解促進のためには、障がい特性への理解を深めることと同時に、障がいのあるその人自身への理解を深めることが重要であることが指摘されていました。そのために、様々な機会を利用して、障がいへの理解促進や啓発を進めるとともに、当事者や家族が情報発信を進め、相互の理解を促進することが重要であるとされています。
- ◆ 令和4年度の大田区民意識調査によると、大田区民の「ヘルプカード」に対する認知度は年々上昇しており、43.2%が「よく知っている」としています。
- ◆ また、「障害者差別解消法」の認知度については、「知らない」割合は年々減少していますが、「聞いたことはあるが、内容まで知らない」、「知らない」の割合は合わせて87.6%となっています。令和6年4月の改正法施行により、事業所も合理的配慮が義務化されるため、法律の内容についても認知度が向上するよう、一層の普及・啓発が求められています。

図表 2-35 障がいを理由として差別を感じた場所や場面(18歳以上・未満共通、複数回答)



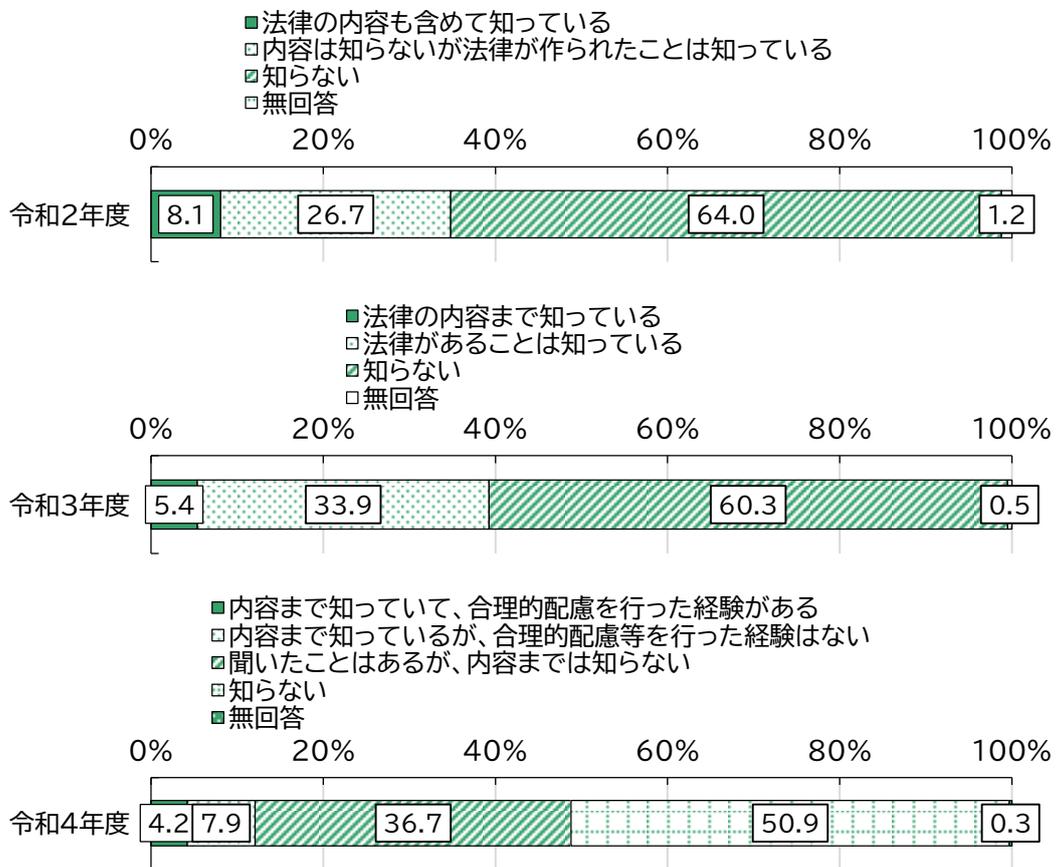
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

図表 2-36 大田区民の「ヘルプカード」の認知度の推移



(出典)大田区民意識調査(各年度)

図表 2-37 大田区民の「障害者差別解消法」の認知度の推移



(出典)大田区民意識調査(各年度)

課題

障がい特性に応じた情報の取得利用・意思疎通に係る支援が求められています

- ◆ 実態調査結果によると、意思の伝達を図る際に使用している特別な手段や道具等について、18歳以上では「携帯電話・スマートフォン・タブレット」、「補聴器や人工内耳等の補聴機器」、「筆談・要約筆記」、「口話(読唇)」が、18歳未満では「手話」、「携帯電話・スマートフォン・タブレット」、「補聴器や人工内耳等の補聴機器」、「口話(読唇)」が多くなっていました。
- ◆ また、年齢別に福祉情報の取得方法を見ると、多くの年代において「インターネットのホームページで」や「区報で」が共通して多くなっていきます。また、7～12歳では「相談支援専門員から」が比較的多く、65歳以上の年代においては「テレビ・ラジオなどで」や「新聞や地域情報誌などで」が比較的多くなっていきます。
- ◆ 大田区では、令和2年9月に、「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を施行しました。令和4年5月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。手話が言語であることへの理解や、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用を促進し、障がいの有無に関わらず等しく情報取得が可能となるよう情報発信することを推進していくことが重要です。

図表 2-38 福祉情報の取得方法(18歳以上・18歳未満、複数回答)

	6歳以下	7～12歳	13～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～64歳	65～74歳	75歳以上
区役所の職員から	29.7	20.7	22.3	24.5	23.4	20.1	20.2	15.8	10.5
友達・知り合いから	39.3	46.8	32.1	23.6	15.7	13.0	11.2	7.6	9.8
区報で	13.5	25.0	23.4	19.2	23.4	26.5	30.8	39.6	36.5
インターネットのホームページで	66.8	50.2	40.8	37.1	40.9	39.2	34.6	15.4	11.5
SNS等(LINE、Twitter等)	21.0	11.9	11.4	16.0	13.0	10.0	5.8	1.8	1.2
福祉施設の掲示板などで	12.6	10.3	4.9	6.8	8.5	6.9	4.1	4.1	4.5
相談支援専門員から	23.2	29.3	16.4	12.9	12.3	12.0	10.5	9.0	9.6
医療機関の相談窓口で	13.0	11.4	12.0	11.4	9.3	7.8	8.5	8.6	7.9
障がい者団体や家族会から	6.8	15.0	10.1	13.8	9.9	6.3	6.9	3.6	2.6
テレビ・ラジオなどで	4.2	3.9	6.0	6.2	7.9	9.6	11.6	15.8	16.0
新聞や地域情報紙などで	4.3	4.2	8.6	6.6	6.3	8.9	9.6	14.6	17.0
その他	4.9	5.5	7.5	7.5	3.5	4.9	6.1	6.1	6.2
無回答・無効回答	6.1	7.8	13.9	11.1	12.6	15.7	12.6	25.5	27.6

※「その他」「無回答・無効回答」を除く上位3項目に網掛けをしています。

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

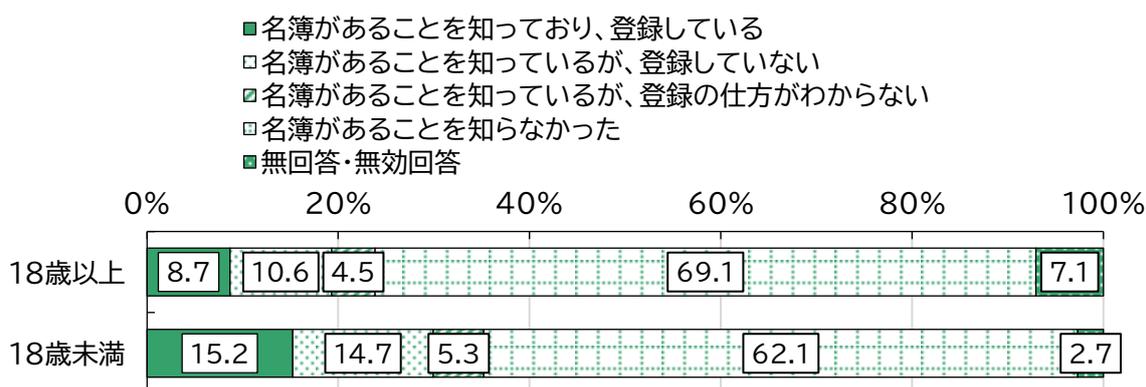
⑨ 防災・防犯対策の推進

課題

防災対策のため自助・共助・公助を充実させていくことが求められています

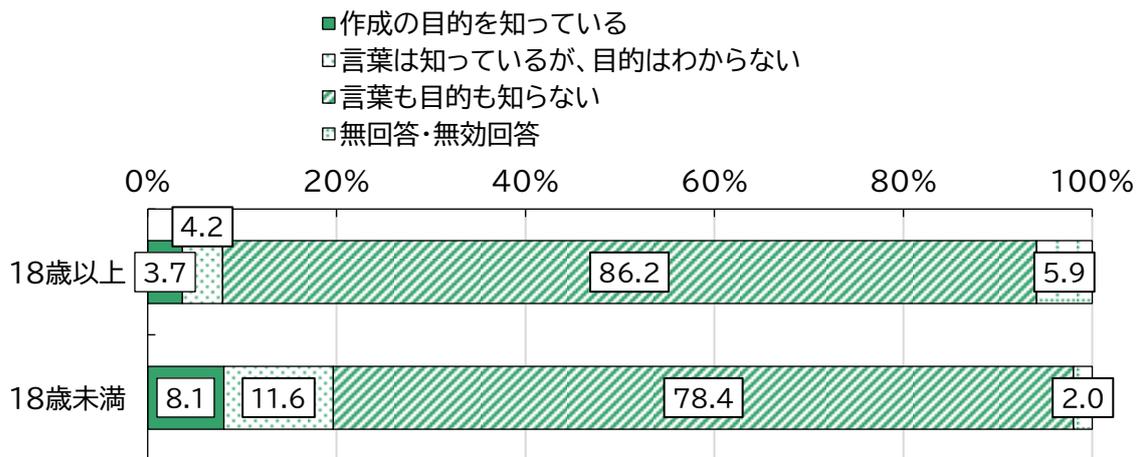
- ◆ 実態調査結果によると、災害時等の避難行動要支援者名簿の認知度について、「名簿があることを知らなかった」と回答した割合は、18歳以上で69.1%、18歳未満で62.1%となっています。なお、前回の実態調査において「名簿があることを知らなかった」と回答した割合は、18歳以上で73.3%、18歳未満で60.3%となっていました。
- ◆ マイ・タイムラインの認知度については、「言葉も名前も知らない」と回答した割合が、18歳以上で86.2%、18歳未満で78.4%となっていました。一方で、「作成の目的を知っている」と回答した割合は、18歳以上で3.7%、18歳未満で8.1%にとどまっていました。
- ◆ 災害が起きた際の備えや行動を「知らない・わからない」と回答した割合は、18歳以上の全体では30.0%、18歳未満の全体では45.7%となっています。障がい種別に見ると、18歳以上の[知的][発達][高次]の方や、18歳未満の[知的]の方で、「知らない・わからない」の割合が高くなっています。
- ◆ 自立支援協議会における議論では、大田区における避難行動要支援者数を踏まえ、個別避難計画策定に向けた準備を進めることの重要性のほか、防災意識のさらなる向上の必要性等が指摘されていました。
- ◆ 避難行動要支援者名簿への登録件数が増えるよう啓発を行うことが必要です。

図表 2-39 災害時等の避難行動要支援者名簿の認知度(18歳以上・18歳未満、単一回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

図表 2-40 マイ・タイムラインの認知度(18歳以上・18歳未満、単一回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

図表 2-41 「災害(台風の水害等含む)が起きた際の備えや行動(避難など)に対する理解
(上段:18歳以上、下段:18歳未満、単一回答)

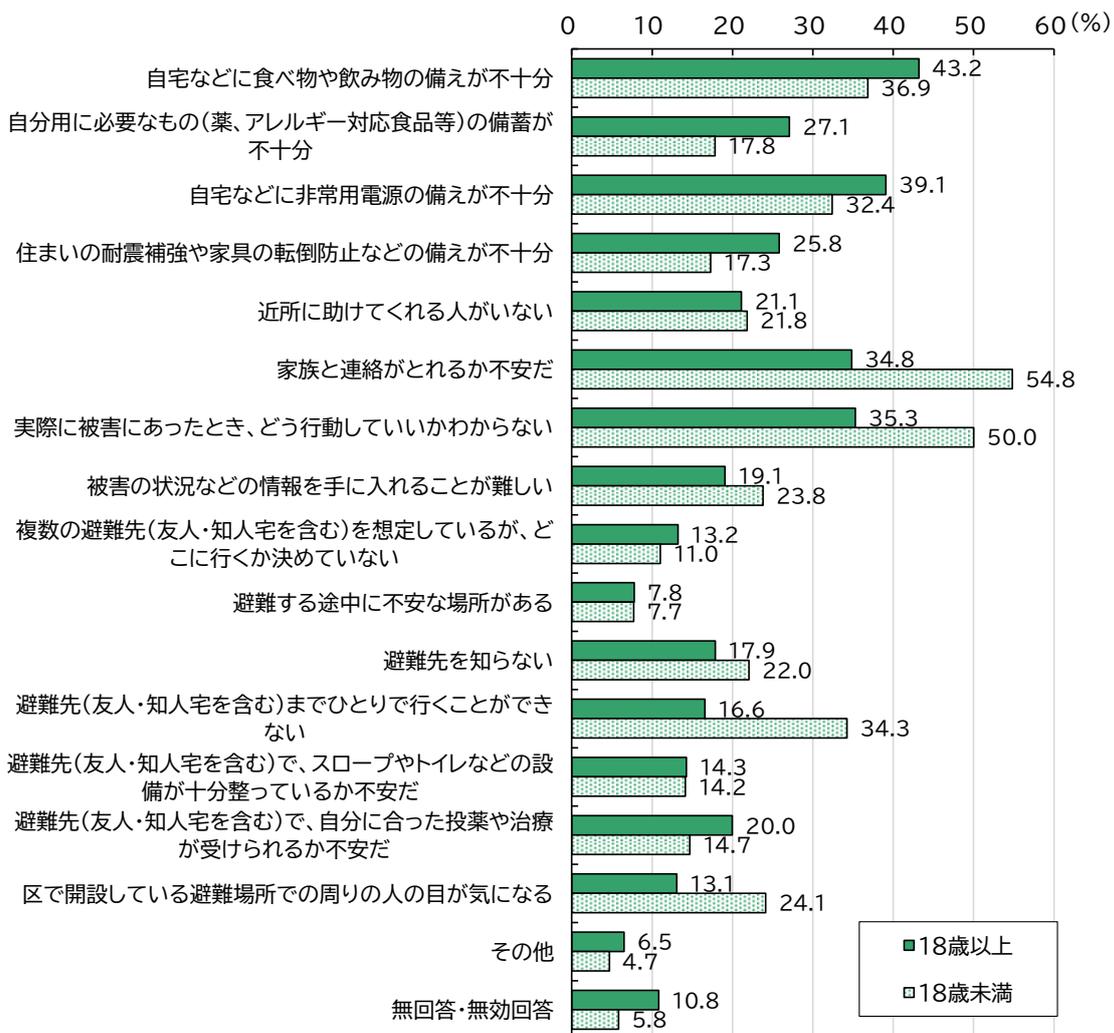
	18歳以上(%)						
	全体	身体	知的	精神	難病	発達	高次
理解している	14.7	16.1	8.8	9.9	18.1	12.9	10.6
だいたい理解している	47.9	48.6	36.1	45.4	58.7	41.3	26.1
知らない・わからない	30.0	27.8	45.3	38.4	17.5	40.2	55.5
無回答・無効回答	7.4	7.5	9.8	6.3	5.7	5.7	7.8

	18歳未満(%)						
	全体	身体	知的	精神	難病	発達	高次
理解している	6.5	5.5	4.9	8.5	48.2	5.5	0.0
だいたい理解している	44.2	50.3	38.0	49.9	25.9	42.5	47.4
知らない・わからない	45.7	42.8	53.0	31.9	25.9	48.3	45.7
無回答・無効回答	3.6	1.5	4.2	9.8	0.0	3.7	7.0

(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

- ◆ 実態調査結果によると、災害があったときに困ることや不安に思うこととして、18歳以上も18歳未満も、「自宅などに食べ物や飲み物の備えが不十分」、「自宅などに非常用電源の備えが不十分」、「実際に被害にあったとき、どう行動していいかわからない」、「家族と連絡がとれるか不安だ」が上位に挙がっています。
- ◆ 障がい種別ごとに災害があったときに困ることや不安に思うことをみると、「避難先(友人・知人宅を含む)で、自分に合った投薬や治療が受けられるか不安だ」の回答割合が高かったのは、18歳以上では[精神][難病]であり、18歳未満では[身体][難病][高次]でした。また、「区で開設している避難場所での周りの人の目が気になる」回答割合が高かったのは、18歳以上では[知的][精神][発達]であり、18歳未満では[知的][精神][高次]でした。
- ◆ 自立支援協議会における議論では、避難所の浸水に備えた環境改善や、学校防災活動拠点体制の整備の必要性が指摘されていました。

図表 2-42 災害があったときに困ることや不安に思うこと(18歳以上・18歳未満、複数回答)



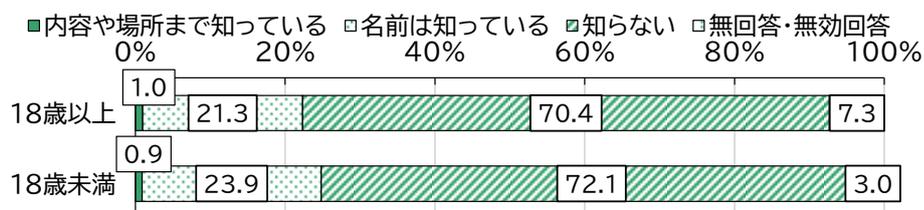
(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

⑩ 権利を守るまちの実現

課題 障がい者の権利を守る取組みが引き続き求められています

- ◆ 実態調査結果によると、障害者虐待防止センターを「知らない」と回答した割合は、18歳以上で70.4%、18歳未満で72.1%となっています。
- ◆ 事業所内で虐待が発生したことが「ある」サービス提供事業所は全体の8.1%となっており、前回調査の21.7%から大きく減少していました。また、虐待防止に向けた取組として、「事業所内で職員向けに研修を実施している」が91.2%(前回83.0%)、「虐待防止マニュアル(身体拘束ガイドライン等)を作成している」が78.7%(前回22.6%)、「虐待防止委員会を設置している」が75.0%(前回37.7%)となっていました。

図表 2-43 障害者虐待防止センターの認知度(18歳以上・18歳未満、単一回答)

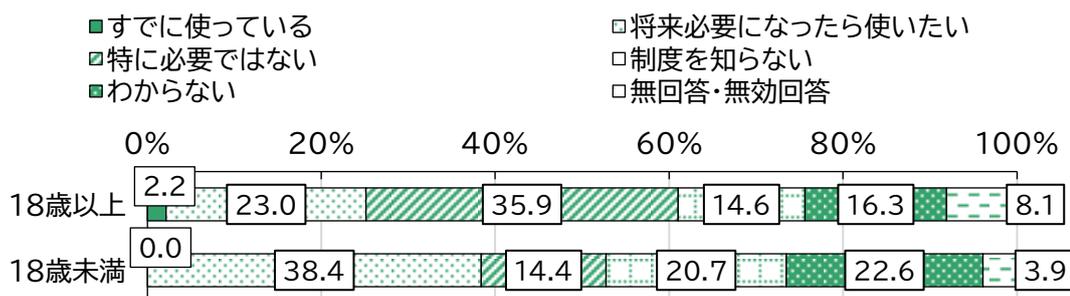


(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

課題 障がい者の身上保護や財産管理を支援する取組みが求められています

- ◆ 実態調査結果によると、成年後見制度を「将来必要になったら使いたい」と考えている割合は、18歳以上では23.0%、18歳未満では38.4%となっています。一方で、「制度を知らない」割合は、18歳以上で14.6%、18歳未満で20.7%となっています。
- ◆ 住まいや財産の管理や遺言の作成など、自らの老後に対する不安や、親なき後の不安も多い中、早めの備えの大切さに気付き、出来ることから始められるよう、パンフレットの配布や、相談会、セミナーの開催などの支援に取り組むことが重要です。

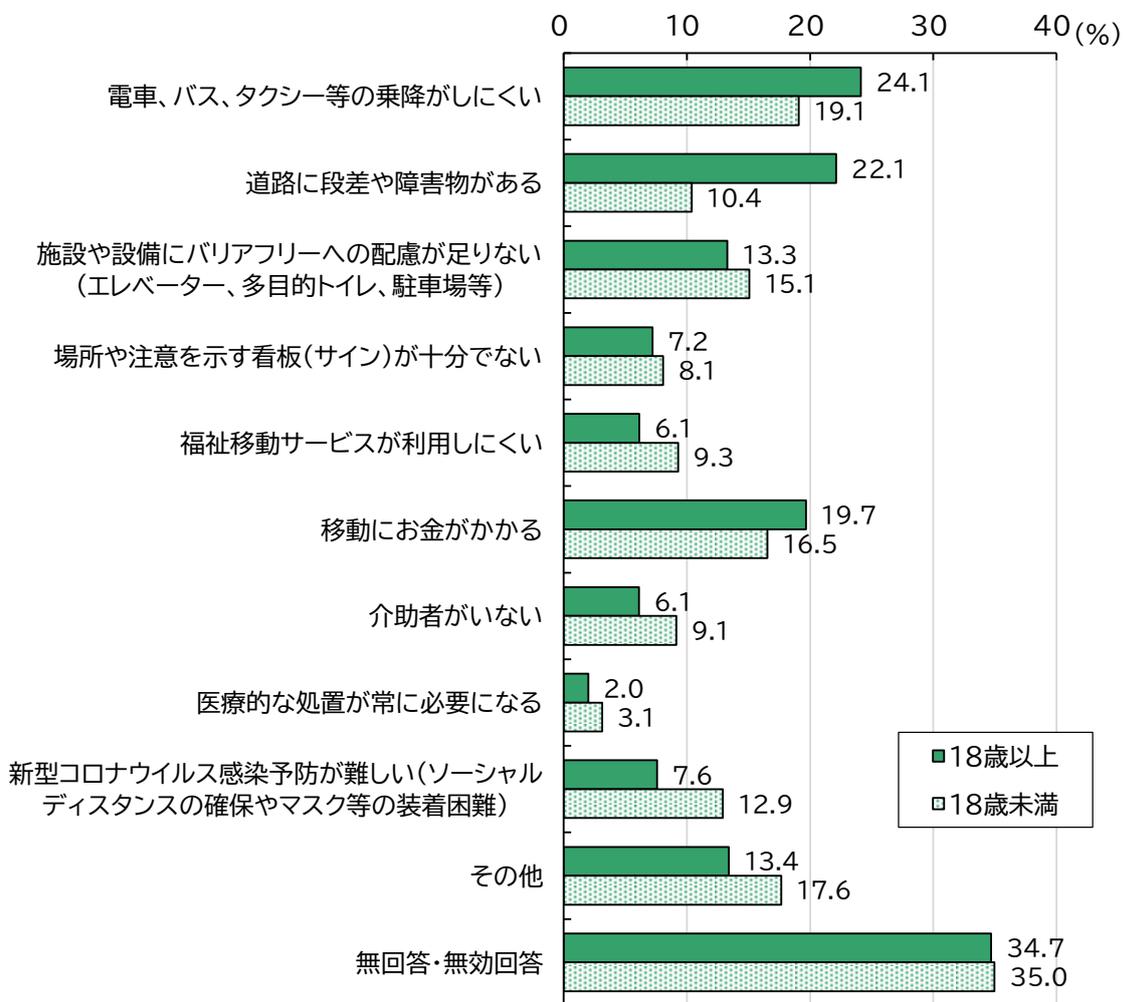
図表 2-44 成年後見制度の利用意向(18歳以上・未満共通、単一回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)

- ◆ 実態調査結果によると、外出時の困りごとは、18歳以上でも18歳未満でも共通して、「電車、バス、タクシー等の乗降がしにくい」、「移動にお金がかかる」、「施設や設備にバリアフリーへの配慮が足りない(エレベーター、多目的トイレ、駐車場等)」が上位になっています。また、18歳以上では、「道路や段差に障害物がある」が22.1%と比較的多くなっています。
- ◆ 「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン【特定事業計画】」の推進に向けて、対象区域や取組みの拡充など、バリアフリー化の効率的・効果的な方針の検討が求められています。

図表 2-45 外出時の困りごと(18歳以上・18未満、複数回答)



(出典)大田区障がい者実態調査(令和4年度)